

## 4. 文教・科学技術

# 政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

- ・ O E C D ・ P I S A 調査等の各種調査における水準の維持・向上

※科学リテラシー等、読解力、数学リテラシーなど、世界トップレベルの維持・向上 (PISA(2015, 2018) : 科学リテラシー(1位, 2位)、読解力(6位, 11位)、数学リテラシー(1位, 1位))

※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程 (取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合</p> <p>※(都道府県) 2018年度: 91.5%→2021年度: 100%⇒97.9% (85.1%、91.5%) (2020年度 (2019年度、2018年度))</p> <p>※(政令市) 2018年度: 85%→2021年度: 100%⇒95% (80%、85%) (2020年度 (2019年度、2018年度))</p> <p>※(市区町村) 2018年度: 21%→2021年度: 50%⇒56.3% (37%、21%) (2020年度 (2019年度、2018年度))</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合</p> <p>※(都道府県) 2018年度: 87.2%→2021年度: 100%⇒83% (72.3%、87.2%) (2020年度 (2019年度、2018年度))</p> <p>※(政令市) 2018年度: 55%→2021年度: 80%⇒75% (65%、55%) (2020年度 (2019年度、2018年度))</p> <p>※(市区町村) 2018年度: 47%→2021年度: 70%⇒31.9% (21.5%、47%) (2020年度 (2019年度、2018年度))</p>	<p>○少子化の進展 (児童生徒数、学級数の減少等) 及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題 (いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等) に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合</p> <p>※2019年度: 50.7%→2021年度: 100.0% ⇒56.7% (50.7%) (2020年度(2019年度))</p> <p>○特別免許状授与件数</p> <p>※2016年度: 延べ1,101件→2021年度: 延べ1,600件⇒1,478件 (1,270件、1,101件) (2018年 (2017年、2016年))</p> <p>○外国語指導助手 (ALT) 等の配置状況</p> <p>※2017年度: 12,912人 (小学校) →2021年度: 15,000人 (小学校) ⇒13,326人 (13,044人、12,912人) (2019年度 (2018年度、2017年度))</p> <p>○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合</p> <p>※2019年度: 65.2%→2021年度: 70% ⇒64.3% (65.2%) (2020年度 (2019年度))</p> <p>○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合</p> <p>※2018年度: 63.8% →2021年度: 75% ⇒67.7% (66.6%、63.8%) (2020年(2019年度、2018年度))</p>	<p>1. 教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</p> <p>a. 義務教育9年間を見通した指導体制に関する調査研究の進捗状況や、小学校高学年からの教科担任制の導入に係る中央教育審議会等の審議状況を踏まえ、更なる実証研究を推進。</p> <p>b. 学校における働き方改革の取組の効果等を測り、教師に関する勤務環境について検討を進めるため、公立小中学校の教職員の勤務実態について調査・分析を実施。</p> <p>c. 教育政策に関する実証研究の進展や都道府県・指定都市の動向等を踏まえ、必要に応じ、公立小中学校の教職員定数の中期見通しの改定を検討。</p> <p>d. 中期見通しを踏まえた都道府県・指定都市の方針策定計画についてフォローアップ。</p> <p style="text-align: right;">《a-d: 文部科学省》</p> <hr/> <p>2-1. 学校における働き方改革</p> <p>(外部人材の活用等によるチームとしての学校の推進)</p> <p>a. 専門スタッフ配置実績等を踏まえ、更なる適正配置方を検討</p> <p>b. 配置実績等を踏まえ、更なる適正配置を促進。</p> <p>(部活動における外部人材や民間機関の活用)</p> <p>c. 国のガイドラインを踏まえた運動部・文化部活動改革の状況に係るフォローアップを行いつつ、好事例の普及や地域の実情に応じた取組を促進。</p> <p>(学校事務の共同実施)</p> <p>d. 学校事務の共同実施状況等を踏まえ、必要に応じて支援を行いつつ自治体の取組を推進。</p> <p style="text-align: right;">《a-d: 文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>1 教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</b></p> <p>a. 義務教育9年間を見通した指導体制に関する調査研究の進捗状況や、小学校高学年からの教科担任制の導入に係る中央教育審議会等の審議状況を踏まえ、更なる実証研究を推進。</p> <p>c. 教育政策に関する実証研究の進展や都道府県・指定都市の動向等を踏まえ、必要に応じ、公立小中学校の教職員定数の中期見通しの改定を検討。 《a,c: 文部科学省》</p>	<p>a. 小学校高学年からの教科担任制の導入については、令和2年度の義務教育9年間を見通した指導体制に関する調査研究における調査結果及び令和3年4月の中央教育審議会答申をもとに有識者会議での議論を重ね、同年7月に「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」をとりまとめ。</p> <p>c. 教員定数全体のあり方に関しては、通級による指導や日本語指導のための教員定数の基礎定数化や、いじめ、不登校等の加配定数などの改善を図るとともに、都道府県・指定都市の動向も踏まえながら、新学習指導要領の着実な実施や、学校における働き方改革の推進のために必要な教職員定数の改善の方向性について検討を進めた。</p>

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>2-1 学校における働き方改革</b></p> <p>(外部人材の活用等によるチームとしての学校の推進)</p> <p>a. 専門スタッフ配置実績等を踏まえ、更なる適正配置方策を検討</p> <p>(部活動における外部人材や民間機関の活用)</p> <p>c. 国のガイドラインを踏まえた運動部・文化部活動改革の状況に係るフォローアップを行いつつ、好事例の普及や地域の実情に応じた取組を促進。</p> <p>(学校事務の共同実施)</p> <p>d. 学校事務の共同実施状況等を踏まえ、必要に応じて支援を行いつつ自治体の取組を推進。</p>	<p>(外部人材の活用等によるチームとしての学校の推進)</p> <p>a. 令和3年度予算において、学習指導員（11,000人（対前年度+3,000人））、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）（9,600人（対前年度+5,000人））の配置支援に係る経費78億円を計上し、それぞれ配置の拡充を図っており、支援に際しては、設置する学校で客観的な在校等時間の把握を行っている学校設置者に対して支援を行っている。</p> <p>また、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）、スクールソーシャルワーカーを全中学校区（10,000校区）に配置するとともに、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置としてスクールカウンセラー（3,600校（対前年度+700校））、スクールソーシャルワーカー（3,900校（対前年度+1,000校））を配置するため等の経費72億円を計上し、配置の充実を図っており、重点配置については、学校の規模等を考慮して配置を行っている。</p> <p>(部活動における外部人材や民間機関の活用)</p> <p>c. 地域のスポーツクラブや民間企業との連携・協力により、教師に代わって外部人材が部活動指導を担っている事例等について情報発信するとともに、令和3年度予算において、休日の部活動の段階的な地域移行に向け、人材確保などの課題への対応など、地域の実情に応じた取組事例を創出・普及するための実践研究を実施するなど、ガイドラインを踏まえた部活動改革の取組を促進している。また、令和3年度予算において、部活動指導員（10,800人（対前年度+600人））の配置支援に係る経費12億円を計上し、配置の拡充を図っており、支援に際しては国のガイドラインを遵守していること等を要件として学校設置者に対して支援を行っている。</p> <p>文化部活動は、令和3年度予算において、休日の部活動の段階的な地域移行に向け、地域人材の確保や活動場所・用具の確保、それらにかかる費用負担やコーディネート等の課題解決を目指すとともに、ニーズの多様化による指導者不足等に対応するための合同部活動実施に向けた移動手段の確保や、ICTを活用した練習・指導法の確立、それらにかかる費用負担等の課題解決を目指すため実践研究を実施するなど、ガイドラインを踏まえた部活動改革への取組を促進している。</p> <p>(学校事務の共同実施)</p> <p>d. 全国の教育委員会を対象に、学校事務の共同実施状況の調査を実施中。</p>

《a-d: 文部科学省》

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合  <small>※（都道府県）2018年度：91.5%→2021年度：100%→97.9%(85.1%、91.5%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small>  <small>※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100%→95%(80%、85%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small>  <small>※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%→56.3%(37%、21%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small></p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合  <small>※（都道府県）2018年度：87.2%→2021年度：100%→83%(72.3%、87.2%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small>  <small>※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80%→75%(65%、55%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small>  <small>※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%→31.9%(21.5%、47%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small></p> <p>○児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定※データなし「情報活用能力調査」の実施を踏まえ検討</p> <p>○ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）の割合  <small>※2019年度：小学校37.1%、中学校43.6%→2023年度100%</small>  <small>⇒小学校 53.9%、中学校 58.6%（2021年）</small>  <small>（参考）OECD TALIS2018調査「児童生徒に課題や学級での活動にICTを活用させる」</small>  <small>日本（小学校24.4%、中学校17.9%）</small>  <small>参加国平均（小学校：- %、中学校51.3%）</small></p> <p>○初等中等教育段階において、遠隔教育を実施したいができていない学校の割合  <small>※2020年3月12.0%→2023年度：0%</small>  <small>⇒20.7%(確定値)（12.0%）（2021年(2020年)）</small></p> <p>○教師のICT活用指導力の向上                      ・授業にICTを活用して指導する能力  <small>※2020年3月69.8%→2023年度までに100%</small>  <small>⇒70.2%（69.8%）（2021年（2020年））</small>                      ・児童生徒のICT活用を指導する能力  <small>※2020年3月71.3%→2023年度までに100%</small>  <small>→72.9%（71.3%）（2021年（2020年））</small></p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況  <small>※2021年度：義務教育段階の児童生徒1人に1台（※2020年3月：公立小学校5.5人に1台、公立中学校4.8人に1台）</small>  <small>⇒公立小学校1.35人に1台、公立中学校1.24人に1台（公立小学校5.5人に1台、公立中学校4.8人に1台）（2021年（2020年））</small></p> <p>○高速大容量の通信ネットワークの整備状況  <small>※2020年3月96.6%→2022年度：100%</small>  <small>⇒98.2%（96.6%）（2021年（2020年））</small></p> <p>○学習者用デジタル教科書の整備状況  <small>※2020年3月：8.2%</small>  <small>→2025年度：義務教育段階の学校において100%</small>  <small>⇒6.3%[速報値]（8.2%）（2021年（2020年））</small></p> <p>○ICT支援員の活用状況  <small>※2020年3月約2,500人→2022年度：4校に1人程度→3,500人（2,500人）（2021年（2020年））</small>  <small>※教育のICT化に向けた環境整備5か年計画上の目標水準</small></p> <p>○ICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合  <small>※2020年3月50.1%→2023年度までに100%</small>  <small>⇒63.9%（50.1%）（2021年（2020年））</small></p> <p>○統合型校務支援システムの導入率  <small>※2020年3月：64.8%→2022年度：100%</small>  <small>⇒72.3%（64.8%）（2021年（2020年））</small></p> <p>○ICT活用教育アドバイザーによる助言・支援の実施状況  <small>※現状値データなし、今年度末に調査</small>  <small>→2021年度：助言・支援を必要としている全自治体⇒653自治体（2020年度）</small></p>	<p>2-2（1）. 教育の情報化の加速</p> <p>（学校ICT環境の整備）</p> <p>a. 市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査・公表。自治体におけるICT環境整備に係る計画策定・実施を推進。 →</p> <p>b. 義務教育段階において、全児童生徒がそれぞれ端末を持ち、学校のみならず、家庭においても十分に活用できる環境の実現を目指し、高速通信環境が整っていない家庭に対する機器貸与の支援を含め、事業を実施する自治体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる。 →</p> <p>c. オンライン学習システム（CBTシステム）の全国展開等の取組を推進。 →</p> <p>（デジタル教科書の普及促進）</p> <p>d. 2024年度からの教科書改訂に合わせた本格的な導入に向けて、有識者会議において、制度の見直しも含めた今後の在り方を検討し、2021年夏頃に報告書を取りまとめる。 →</p> <p>e. 学校現場におけるデジタル教科書の普及促進を図るための実証事業等を実施。 →</p> <p>f. 実証事業や報告書を踏まえ、必要な措置を講じる。 →</p> <p>（情報活用能力の育成）</p> <p>g. 継続的な情報発信によって教員研修の質の向上を図る等、学校におけるプログラミング教育を効果的に実施できるよう支援。  <small>《a-g: 文部科学省》</small></p>			

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>2-2 (1) 教育の情報化の加速</b> (学校ICT環境の整備)</p> <p>a. 市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査・公表。自治体におけるICT環境整備に係る計画策定・実施を推進。</p> <p>b. 義務教育段階において、全児童生徒がそれぞれ端末を持ち、学校のみならず、家庭においても十分に活用できる環境の実現を目指し、高速通信環境が整っていない家庭に対する機器貸与の支援を含め、事業を実施する自治体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる。</p> <p>c. オンライン学習システム（CBTシステム）の全国展開等の取組を推進。</p> <p>(デジタル教科書の普及促進)</p> <p>d. 2024年度からの教科書改訂に合わせた本格的な導入に向けて、有識者会議において、制度の見直しも含めた今後の在り方等を検討し、2021年夏頃に報告書を取りまとめる。</p>	<p>(学校ICT環境の整備)</p> <p>a~c.本年7月に内閣府と文科省が連携してGIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会を立ち上げ、ICT機器による指導体制等に関する分析、ICT機器の活用による児童生徒の変容等の分析に向けた検討・調整に取り組んでいるところ。</p> <p>a.学校教育及び教育行政のために地方公共団体において整備されたICT機器のほか、学校のインターネット接続環境、教員のICT活用指導力の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的として調査を行い、その結果を本年10月に公表し、学校のICT環境整備に向けた計画策定等のための資料を全国の自治体に対して周知した。</p> <p>b.令和元年度及び令和2年度補正予算等を通じて、1人1台端末の整備を全国一斉に進めるとともに、経済的にICT環境整備が困難な家庭に学校が貸与するモバイルルータ等の整備支援や低所得世帯への通信費支援などの取組を行っている</p> <p>c.オンライン学習システム（CBTシステム：MEXCBT）について、プロトタイプの実証等を踏まえた改善を行い、希望する全国の小・中・高等学校等における活用を2021年内に実現。</p> <p>(デジタル教科書の普及促進)</p> <p>d.令和2年7月より開催している「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」において、令和3年6月に第一次報告として、デジタル教科書の本格的な導入に向けて必要となる取組が取りまとめられた。 また、デジタル教科書の普及促進に向けた技術的な課題について議論するワーキンググループを令和3年7月から開催し、デジタル教科書に標準的に備えることが望ましい最低限の機能や操作性等について議論している。</p>

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>2-2 (1) 教育の情報化の加速</p> <p>e.学校現場におけるデジタル教科書の普及促進を図るための実証事業等を実施。</p> <p>(情報活用能力の育成)</p> <p>g. 継続的な情報発信によって教員研修の質の向上を図る等、学校におけるプログラミング教育を効果的に実施できるよう支援。</p> <p>《a-g: 文部科学省》</p>	<p>e.令和3年度においては、学習者用デジタル教科書普及促進事業として、小学校5年生～中学校3年生に1教科分のデジタル教科書を広く提供し普及促進を図るための実証事業や、多教科のデジタル教科書を多数の児童生徒が同時に利用する際のクラウド配信に関するフィージビリティ検証、デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究を行っている。</p> <p>また、令和4年度概算要求においては、小学校5年生～中学校3年生に1教科分のデジタル教科書を提供し普及促進を図るための実証事業の規模を約4割の学校から全ての学校に拡充するとともに、デジタル教科書の本格的な導入に当たって必要な学校における通信環境等の検証や、デジタル教科書に必要な機能・配信環境等の開発・実装等、デジタル教科書の使用による効果・影響等に関する実証研究、デジタル教科書を活用した教師の指導力向上のための指導法の研究・実践・発信、デジタル化に対応した教科書制度の見直しに向けた調査研究を行うための経費を合計57億円計上している。</p> <p>(情報活用能力の育成)</p> <p>g.独立行政法人教職員支援機構と連携して、各地域でのICT活用等に関する指導者の養成研修の充実を図っている。また、ポータルサイトにおいて、プログラミング教育に関する実施事例や教材情報を引き続き掲載するとともに、学校における実践レポートを全国から収集・掲載し、取組状況を全国に共有している。</p>

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合  <small>※（都道府県）2018年度：91.5%→2021年度：100%→97.9%(85.1%、91.5%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small>  <small>※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100%→95%(80%、85%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small>  <small>※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%→56.3%(37%、21%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small></p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合  <small>※（都道府県）2018年度：87.2%→2021年度：100%→83%(72.3%、87.2%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small>  <small>※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80%→75%(65%、55%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small>  <small>※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%→31.9%(21.5%、47%)(2020年度(2019年度、2018年度))</small></p> <p>○児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定<small>※データなし「情報活用能力調査」の実施を踏まえ検討</small></p> <p>○ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）の割合  <small>※2019年度：小学校37.1%、中学校43.6%→2023年度100%</small>  <small>⇒小学校 53.9%、中学校 58.6%（2021年）</small>  <small>（参考）OECD TALIS2018調査「児童生徒に課題や学級での活動にICTを活用させる」</small>  <small>日本（小学校24.4%、中学校17.9%）</small>  <small>参加国平均（小学校：-%、中学校51.3%）</small></p> <p>○初等中等教育段階において、遠隔教育を実施したいができていない学校の割合  <small>※2020年3月12.0%→2023年度：0%</small>  <small>⇒20.7%(確定値)（12.0%）（2021年(2020年)）</small></p> <p>○教師のICT活用指導力の向上  <small>・授業にICTを活用して指導する能力</small>  <small>※2020年3月69.8%→2023年度までに100%</small>  <small>⇒70.2%（69.8%）（2021年（2020年））</small>  <small>・児童生徒のICT活用を指導する能力</small>  <small>※2020年3月71.3%→2023年度までに100%</small>  <small>→72.9%（71.3%）（2021年（2020年））</small></p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況  <small>※2021年度：義務教育段階の児童生徒1人に1台（※2020年3月：公立小学校5.5人に1台、公立中学校4.8人に1台）</small>  <small>⇒公立小学校1.35人に1台、公立中学校1.24人に1台（公立小学校5.5人に1台、公立中学校4.8人に1台）（2021年（2020年））</small></p> <p>○高速大容量の通信ネットワークの整備状況  <small>※2020年3月96.6%→2022年度：100%</small>  <small>⇒98.2%（96.6%）（2021年（2020年））</small></p> <p>○学習者用デジタル教科書の整備状況  <small>※2020年3月：8.2%</small>  <small>→2025年度：義務教育段階の学校において100%</small>  <small>⇒6.3%[速報値]（8.2%）（2021年（2020年））</small></p> <p>○ICT支援員の活用状況  <small>※2020年3月約2,500人→2022年度：4校に1人程度→3,500人（2,500人）（2021年、2020年）</small>  <small>※教育のICT化に向けた環境整備5か年計画上の目標水準</small></p> <p>○ICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合  <small>※2020年3月50.1%→2023年度までに100%</small>  <small>⇒63.9%（50.1%）（2021年（2020年））</small></p> <p>○統合型校務支援システムの導入率  <small>※2020年3月：64.8%→2022年度：100%</small>  <small>⇒72.3%（64.8%）（2021年（2020年））</small></p> <p>○ICT活用教育アドバイザーによる助言・支援の実施状況  <small>※現状値データなし、今年度末に調査</small>  <small>→2021年度：助言・支援を必要としている全自治体⇒653自治体（2020年度）</small></p>	<p>2-2（2）. 教育の情報化の加速</p> <p>（遠隔・オンライン教育の推進）《文部科学省》                      h. 中学校の遠隔教育特例校等での実証を進め、成果検証・運用改善を図るとともに、好事例やノウハウを各種会議や有識者等を活用して発信。また、遠隔・オンライン教育の質の充実について、できるだけ早期に規制を見直し、実施する。</p> <p>i. 病気療養や不登校、感染症や災害の発生などといった要因により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒を含めた全ての子供たちの学びを保障し充実する手段として、高等学校段階を含む各教育段階における遠隔・オンライン教育の更なる活用・推進に向け、実証研究等を進め、その結果も踏まえて必要な措置を講ずる。</p> <p>（学校の指導體制等の充実）《文部科学省》                      j. 高校「情報」の免許状を有する教員の配置等を促すためのモデルの開発・周知。</p> <p>k. 調査研究を踏まえ、さらなるICT支援員の配置を促進。</p> <p>l. 研修の充実等、学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組を推進。</p> <p>m. 特別免許状・特別非常勤講師制度の活用による、各学校における積極的な外部人材の活用を促進。</p> <p>（ICT活用による校務改善等）《文部科学省》                      n. 政府のデジタル化の方針等も踏まえ、投資の重複排除やシステム全体の統一性にも留意しながら、標準化・クラウド化も見据えつつ、自治体の取組状況を把握し、ICTによる校務改善を推進。</p> <p>《h-n: 文部科学省》</p>			



実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>2-2 (2) 教育の情報化の加速</p> <p>(遠隔・オンライン教育の推進) 《文部科学省》</p> <p>h. 中学校の遠隔教育特例校等での実証を進め、成果検証・運用改善を図るとともに、好事例やノウハウを各種会議や有識者等を活用して発信。また、遠隔・オンライン教育の質の充実について、できるだけ早期に規制を見直し、実施する。</p> <p>i. 病気療養や不登校、感染症や災害の発生などといった要因により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒を含めた全ての子供たちの学びを保障し充実する手段として、高等学校段階を含む各教育段階における遠隔・オンライン教育の更なる活用・推進に向け、実証研究等を進め、その結果も踏まえて必要な措置を講ずる。</p> <p>(学校の指導体制等の充実) 《文部科学省》</p> <p>j. 高校「情報」の免許状を有する教員の配置等を促すためのモデルの開発・周知。</p> <p>k. 調査研究を踏まえ、さらなるICT支援員の配置を促進。</p> <p>l. 研修の充実等、学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組を推進。</p> <p>m. 特別免許状・特別非常勤講師制度の活用による、各学校における積極的な外部人材の活用を促進。</p>	<p>(遠隔・オンライン教育の推進) 《文部科学省》</p> <p>h. 中学校の遠隔教育特例校の成果検証・運用改善に向けて、各校の特別の遠隔教育の実施状況に係る学校関係者等による評価を実施中。また、遠隔・オンライン教育の質の充実に関し、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)も踏まえ、GIGAスクール構想における1人1台端末活用に向けて令和2年12月に「GIGA StuDx推進チーム」を設置し、設置者や学校に対して、ICTを活用した学習指導等を支援する体制を整備。</p> <p>i. 「遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証(令和2年度)」を実施し、ガイドブックやパンフレット、動画を制作し周知。</p> <p>(学校の指導体制等の充実) 《文部科学省》</p> <p>j. 2021年4月、「高等学校教科「情報」の免許保持教員による複数校指導の手引き」、「情報関係人材の活用促進に向けた指導モデル及び研修カリキュラムの手引き」を作成し、文部科学省ホームページで公表するとともに、全国の自治体に対して事務連絡を发出し、周知。</p> <p>k. 2021年4月、「ICT支援員の配置状況と支援事例等」を作成し、文部科学省ホームページで公表するとともに、全国の自治体に対して事務連絡を发出し、周知。</p> <p>l. 2021年4月、「ICT支援員の配置状況と支援事例等」を作成し、文部科学省ホームページで公表するとともに、全国の自治体に対して事務連絡を发出し、周知。 「ICT活用教育アドバイザー」による専門的な助言や研修支援の実施。 GIGAスクール構想における1人1台端末活用に向けて、令和2年12月に「GIGA StuDx推進チーム」を設置し、設置者や学校に対して、ICTを活用した学習指導等を支援する体制を整備。</p> <p>m. 2021年5月に「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を改訂し、特別免許状の積極的な授与について教育委員会に通知を发出。</p>

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
2-2 (2)	<p><b>教育の情報化の加速</b></p> <p>(ICT活用による校務改善等) 《文部科学省》</p> <p>n. 政府のデジタル化の方針等も踏まえ、投資の重複排除やシステム全体の統一性にも留意しながら、標準化・クラウド化も見据えつつ、自治体の取組状況を把握し、ICTによる校務改善を推進。</p> <p>《h-n: 文部科学省》</p>
	<p>(ICT活用による校務改善等) 《文部科学省》</p> <p>n. 自治体において、統合型校務支援システムの導入が進んでいる状況。令和3年6月に実施した調査において、統合型校務支援システムの導入状況や課題について把握したところであり、引き続き、積極的な整備を促進。また、令和3年5月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂を行い、クラウドサービス利活用を前提とし、校務系・学習系のネットワーク分離を必要としない、認証によるアクセス制限を前提とした構成を目指すべき構成として示した。そのため、令和4年度概算要求において、校務系と学習系データのクラウド利用の推進に向けた実証研究を行うための経費を計上。</p>

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合                      ※（都道府県）2018年度：91.5%→2021年度：100%⇒97.9%（85.1%、91.5%）（2020年度（2019年度、2018年度））                      ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100%⇒95%（80%、85%）（2020年度（2019年度、2018年度））                      ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%⇒56.3%（37%、21%）（2020年度（2019年度、2018年度））</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合                      ※（都道府県）2018年度：87.2%→2021年度：100%⇒83%（72.3%、87.2%）（2020年度（2019年度、2018年度））                      ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80%⇒75%（65%、55%）（2020年度（2019年度、2018年度））                      ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%⇒31.9%（21.5%、47%）（2020年度（2019年度、2018年度））</p>	<p>○学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合                      ※2016年度：58%→2021年度：100%⇒79%（58%）（2018年度（2016年度））</p> <p>○学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定している自治体の割合                      ※2017年4月：4%→2021年4月：100%⇒92%（39%、4%）（2021年（2020年、2017年））</p> <p>○廃校施設のうち、活用の用途が決まっていないものの割合                      ※2016年5月：21.2%→2021年度：18%⇒19.7%（21.2%）（2018年（2016年））</p>	<p>3. 学校規模適正化・適正配置、学校施設の統合、廃校施設の活用促進</p> <p>（統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進）</p> <p>a. 各自治体の取組を推進しつつ、進捗把握の調査を実施・公表。（進捗の見える化）                      b. 調査結果等を踏まえ、各自治体における学校の適正規模・適正配置に係る取組の推進。</p> <p>（各自治体における公立学校施設のメンテナンスサイクルを確立し、耐久性や機能の向上を計画的に実行するための施設計画（長寿命化計画）の策定）</p> <p>c. 長寿命化計画の策定率100%を達成（未策定の自治体は公表）するとともに、交付金の事業申請は計画策定を前提とすることにより、計画に基づく施設整備の推進を促す。                      d. 整備方針等の変更があれば長寿命化計画を適宜見直すよう各自治体に促し、計画に基づく施設整備を推進。</p> <p>（廃校施設の活用促進）</p> <p>e. 現状の進捗を把握するための調査を実施し、その結果等を踏まえ、各地方公共団体における廃校の更なる活用を促進。                      f. 調査結果を踏まえ、各地方公共団体における廃校の更なる活用促進を図る。</p> <p style="text-align: right;">《a-f: 文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>
	<p>○高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合（具体的な導入計画がある都道府県も含む）                      ※2018年度：44.7%→2021年度：100%⇒63.8%（53.2%、44.7%）（2020年度（2019年度、2018年度））</p> <p>○公立高等学校において、地域課題に係る学習の取組の推進方針を教育振興基本計画の中に位置づけている設置者の割合                      ※2019年度：88%→2024年度：100%⇒（-）</p>	<p>4. 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のP D C Aサイクルと「見える化」の推進</p> <p>a. 高等学校と地元自治体等の地域社会の関係機関との連携・協働によって地域課題解決に係る学習プログラムを開発するための調査研究を実施。                      b. 引き続き調査研究を実施するとともに、高等学校の学科の在り方を見直し、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置を可能とするなど、各高等学校における地域社会の関係機関との連携・協働を促進。</p> <p style="text-align: right;">《a,b: 文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>3 学校規模適正化・適正配置、学校施設の統合、廃校施設の活用促進</b></p> <p>(統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進)</p> <p>a. 各自治体の取組を推進しつつ、進捗把握の調査を実施・公表。(進捗の見える化)</p> <p>(各自治体における公立学校施設のメンテナンスサイクルを確立し、耐久性や機能の向上を計画的に実行するための施設計画(長寿命化計画)の策定)</p> <p>c. 長寿命化計画の策定率100%を達成(未策定の自治体は公表)するとともに、交付金の事業申請は計画策定を前提とすることにより、計画に基づく施設整備の推進を促す。</p> <p>(廃校施設の活用促進)</p> <p>e. 現状の進捗を把握するための調査を実施し、その結果等を踏まえ、各地方公共団体における廃校の更なる活用を促進。</p> <p>《a,c,e: 文部科学省》</p>	<p>(統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進)</p> <p>a. 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査を実施し、公表予定。</p> <p>c. 2021年4月時点の長寿命化計画の策定率は92%となっており、未策定の自治体に対しては、個別に連絡を取り、未策定の理由と策定予定時期を把握するとともに、計画策定に必要な助言をしている。その結果、2021年度末の計画策定率は、99%になる予定である。</p> <p>また、2021年度より、長寿命化計画の策定状況を踏まえた交付金事業の採択を行っている。</p> <p>e. 廃校施設等活用状況実態調査を実施中であり、今年度中に調査結果を公表する予定。</p> <p>また、2021年10月に「廃校活用マッチングイベント」を開催するなど、全国の廃校活用事例等の紹介、廃校施設を所有する地方公共団体と廃校活用を希望する事業者とのマッチングを図った。</p>
<p><b>4 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のPDCAサイクルと「見える化」の推進</b></p> <p>a. 高等学校と地元自治体等の地域社会の関係機関との連携・協働によって地域課題解決に係る学習プログラムを開発するための調査研究を実施。《文部科学省》</p>	<p>a. 2019年度より「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を実施し、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を展開している。現在延べ65校を指定校として採択し(指定期間は3年)、うち51校においては、今年度が事業最終年度であり、その成果をとりまとめ、普及していくための取組を行っている。</p>

# 政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

- 教育の質の向上
  - ・就職を希望する大学等卒業者の就職率の向上 ※2018年度実績：97.7%→毎年度：前年度実績を上回る⇒96.3%（98.0%）（2020年度（2019年度））
  - ・大学卒業者の就職・進学等率の向上 ※2017年度実績：92.2%→毎年度：前年度実績を上回る⇒92.9%（93.3%）（2019年度（2018年度））
  - ・学部の壁を越えた充実した教育課程の構築を行う大学の割合の向上 ※2016年度実績：37.3%→毎年度：前年度実績を上回る⇒38.7%（2019年度）
- （インプットに対する）被引用回数トップ10%論文数の増加（2020年度までに総論文数に占めるTOP10%補正論文数の割合10%以上（運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数等に関する指標の将来の活用について第4期中期目標・中期計画策定までに検討））
  - ⇒ 被引用回数トップ10%論文数の割合 2017-19年：8.2%（「2. イノベーションによる歳出効率化等」を参照）
  - ⇒ TOP10%論文数については、2019年度以降、運営費交付金の客観・共通指標による配分において毎年活用。第4期中期目標期間におけるTOP10%論文数に係る指標の活用については、引き続き検討。
- 企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増→「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円（2014年度実績：1,151億円）⇒1,487億円（1,431億円、1,151億円）（2019年（2018年、2014年））

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○国立大学法人における寄附金受入額の増加                      ※2014年度：約729億円→2020年度：2014年度比1.3倍                      ⇒994億円（917億円、729億円）                      （2020年（2019年、2014年））</p> <p>○若手研究者比率の増加                      ※40歳未満の大学本務教員割合を3割以上                      ⇒26.1%（25.9%）                      （2020年（2019年））</p> <p>○我が国の大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上                      ※運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、重点支援③16大学の加重平均が前年度より増加（2019年度：コストあたりTOP10%論文数の16大学の加重平均：1億円あたり約1.2本→毎年度：前年度実績を上回る                      ⇒約1.2本（約1.2本）                      （2021年（2020年））</p>	<p>○運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該部分の割合の増加と影響の把握・評価。                      ⇒1,000億円（850億円、700億円）                      （2021年（2020年、2019年））</p> <p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標）                      2022年度：80%                      ※認証評価の制度改革は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改革後に現状値を調査                      ⇒（-）</p>	<p>5-1(1). 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>（厳格な第三者による評価への改善や国立大学法人運営費交付金等について、P D C Aの確立、学内配分や用途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加）</p> <p>a. 外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文など、成果にかかる客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分。                      b. 学問分野毎の特性を反映した教育・研究の成果にかかる客観・共通指標及び評価を適用。                      c. 成果にかかる指標による配分対象割合・再配分率を順次拡大                      d. 有識者会議において、第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方についての考え方を2021年夏前に取りまとめを行うとともに、運営費交付金の配分ルールを検討。                      e. 検討結果を踏まえ、国立大学法人運営費交付金の配分の実施。</p> <p>f. 審議会において前年度までに整理された課題や制度改革の論点についての対応策を中心に審議。                      g. 審議を踏まえ、認証評価制度に係る必要な制度改革等を検討。</p> <p style="text-align: right;">《a-g:文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
5-1 (1)	<p><b>教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</b></p> <p>(厳格な第三者による評価への改善や国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や使途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加)</p> <p>a. 外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文など、成果にかかる客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分。</p> <p>b. 学問分野毎の特性を反映した教育・研究の成果にかかる客観・共通指標及び評価を適用。</p> <p>c. 成果にかかる指標による配分対象割合・再配分率を順次拡大</p> <p>d. 有識者会議において、第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方についての考え方を2021年夏前に取りまとめを行うとともに、運営費交付金の配分ルールを検討。</p> <p>f. 審議会において前年度までに整理された課題や制度改正の論点についての対応策を中心に審議。</p> <p>《a-f:文部科学省》</p>
	<p>a. 2020（令和2）年度に引き続き、2021（令和3）年度も、教育・研究・経営の13の指標により実績状況を相対的に把握し、それに基づく配分を実施。その際、必要に応じて評価項目等を修正（例えば、経営系の指標については、達成度が高い評価項目を見直した上で、各種閣議決定等を踏まえ新たな項目を設定）。</p> <p>b. 2020（令和2）年度に引き続き、2021（令和3）年度も、学問分野毎の特性を踏まえた評価となるよう教育・研究の成果にかかる指標については、実績を10の学系（※）に分けて評価。（※）学系：人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合文系、総合理系、総合融合系</p> <p>c. 2021（令和3）年度は、教育研究の安定性・継続性と改革インセンティブの一層の向上などを総合的に勘案し、2020（令和2）年度からさらに拡大し、配分対象割合を1,000億円、再配分率を80%～120%とした。</p> <p>d. 第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について、有識者会議の議論を踏まえた審議まとめを2021年6月にとりまとめた。また、審議まとめを踏まえた運営費交付金の配分ルールについて、予算編成過程において検討を実施しているところ。</p> <p>f. 2021年3月に設置された第11期中央教育審議会大学分科会においても、前期に引き続き質保証システム部会を設置し、具体的な質保証システムの見直しに向けた議論を進めている。</p>

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○国立大学法人における寄附金受入額の増加 ※2014年度：約729億円→2020年度：2014年度比1.3倍 ⇒994億円（917億円、729億円） （2020年（2019年、2014年））</p> <p>○若手研究者比率の増加 ※40歳未満の大学本務教員割合を3割以上 ⇒26.1%（25.9%） （2020年（2019年））</p> <p>○我が国の大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上 ※運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、重点支援③16大学の加重平均が前年度より増加(2019年度：コストあたりTOP10%論文数の16大学の加重平均：1億円あたり約1.2本→毎年度：前年度実績を上回る ⇒約1.2本（約1.2本） （2021年（2020年））</p>	<p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標）2022年度：80% ※認証評価の制度改革は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改革後に現状値を調査 ⇒（-）</p> <p>○運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該部分の割合の増加と影響の把握・評価。 ⇒1,000億円（850億円、700億円） （2021年（2020年、2019年））</p>	<p>5-1(2). 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>（大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化）</p> <p>h. 各私立大学における経営力強化に係る実施状況の調査を実施 i. 地域連携プラットフォームの構築や大学等連携推進法人制度の活用状況を見つつ、必要に応じて制度の改善を行う。 j. 運用の改善の活用を含め、連携・統合の事例等を収集し、各大学に周知。</p> <p>（高等教育における遠隔・オンラインの活用）</p> <p>k. 遠隔・オンライン教育の質の充実について、できるだけ早期に規制を見直し、実施する。また、デジタル時代に合致するよう、高等教育における大学等設置基準等の見直しについて、審議会等での議論を加速し、結論を得る。 《h-k:文部科学省》</p>			
<p>○第4期中期目標・中期計画策定までにKPIを設定</p>	<p>○第4期中期目標・中期計画策定までにKPIを設定</p>	<p>5-2. 国立大学改革の加速のための枠組みの構築</p> <p>a. 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議の最終とりまとめ(2020年中(予定))を踏まえ、定員変更に必要な手続きの簡素化などの定員管理の柔軟化や余裕金の共同運用、留学生対象授業料に係る規制の緩和等の必要な制度改革を実施。</p> <p>b. 2022年度の第4期中期目標・中期計画開始までにKPIを設定。 《a, b: 文部科学省》</p>			

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>5-1 (2) 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのあ</b> <b>る評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</b></p> <p>(大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化)</p> <p>h. 各私立大学における経営力強化に係る実施状況の調査を実施</p> <p>i. 地域連携プラットフォームの構築や大学等連携推進法人制度の活用状況を見つ、必要に応じて制度の改善を行う。</p> <p>(高等教育における遠隔・オンラインの活用)</p> <p>k. 遠隔・オンライン教育の質の充実について、できるだけ早期に規制を見直し、実施する。また、デジタル時代に合致するよう、高等教育における大学等設置基準等の見直しについて、審議会等での議論を加速し、結論を得る。《h.k:文部科学省》</p>	<p>h. 学校法人のガバナンス改革や経営力の向上に向け、日本私立学校振興・共済事業団において、必要な情報の収集、分析を行うための調査を実施中。</p> <p>i. 2021年6月25日に地域連携プラットフォーム等の構築促進に向けたシンポジウム「大学の力を活用した地方創生に向けて」を開催したり、「大学による地方創生の取組事例集」を周知したりするなど、全国の地域や大学等の事例の共有等に努めている。大学等連携推進法人は2021年10月現在で1法人であり、各大学からの相談に随時対応している。</p> <p>k. 現在、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において、令和3年度内に結論を得るべく、大学設置基準をはじめとした大学の質保証システムの在り方について議論している。</p>
<p><b>5-2 国立大学改革の加速のための枠組みの構築</b></p> <p>a. 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議の最終とりまとめ(2020年中(予定))を踏まえ、定員変更に必要な手続きの簡素化などの定員管理の柔軟化や余裕金の共同運用、留学生対象授業料に係る規制の緩和等の必要な制度改革を実施。</p> <p>b. 2022年度の第4期中期目標・中期計画開始までにKPIを設定。 《a, b: 文部科学省》</p>	<p>a. 「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」最終とりまとめ(2020年12月)も踏まえ、国立大学法人の出資対象範囲を拡大する規制緩和等を内容とする国立大学法人法の一部改正を実施(令和4年4月1日より施行)。 なお、更なる規制緩和については、CSTIの「世界と伍する研究大学専門調査会」中間とりまとめの指摘も踏まえ、文部科学省に設置した「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のための検討会議」において引き続き検討を行っている。</p> <p>b. 新たにKPIを設定することとしている。</p>



政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○定員充足率80%未満で赤字経営となっている大学について</p> <p>①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ</p> <p>※定員充足率80%未満かつ赤字経営大学における学生一人当たり平均： 2019年度：153千円（全大学平均：148千円） ⇒大学における学生一人当たり平均： 2020年度：150円（全大学平均：145千円）</p> <p>②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少</p> <p>⇒41校（48校）（2020年度（2019年度））</p>	<p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況</p> <p>※2019年度予算：▲5%～+5% （※2018年度予算：▲2%～+2%） ⇒▲5%～+5%（▲5%～+5%、▲2%～+2%） （2020年度（2019年度、2018年度））</p> <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果</p> <p>※入学定員充足率90%未満の私立大学の割合 （2017年度：26.3%→2023年度：半減） ⇒13.8%（16.9%、26.3%） （2020年（2019年、2017年））</p> <p>※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数（2017年度：36校→2023年度：半減） ⇒30校（26校、36校）（2020年度（2019年度、2017年度））</p>	<p>6. 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>a. 2019年度に行ったメリハリある配分強化（定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標の強化、特別補助の交付要件見直し等）の成果を踏まえ、引き続きメリハリある配分を実施。</p> <p>b. 私学助成に係る調査研究結果や私学助成の配分の実態等を踏まえ、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を引き続き検討。</p> <p style="text-align: right;">《a,b: 文部科学省》</p>			
<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のGPA（平均成績）、就職・進学率の状況</p> <p>※高等教育の修学支援新制度は開始直後のため、制度実施後に現状値を調査の上、目標値を設定 ⇒改革工程表2021において、目標値を設定した。</p>	<p>○教育の質を担保するための、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関に係る具体的・統一的要件（シラバス、GPA（平均成績）等）の設定・適用状況</p> <p>⇒設定・適用した。</p> <p>○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育の修学支援新制度の支援対象機関としない条件の設定・適用状況</p> <p>※2019年度に機関要件を設定し、2019年度以降継続して適用 ⇒設定・適用した。</p>	<p>7. 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</p> <p>a. 大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつき、支援対象学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目指し、高等教育の修学支援新制度を引き続き実施。</p> <p>b. 高等教育の修学支援新制度の成果や実施状況を検証。</p> <p style="text-align: right;">《a,b: 文部科学省》</p>			

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>6 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</b></p> <p>a. 2019年度に行ったメリハリある配分強化（定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標の強化、特別補助の交付要件見直し等）の成果を踏まえ、引き続きメリハリある配分を実施。 《文部科学省》</p>	<p>a. 2020年度の配分実績を踏まえ、2021年度の一般補助、特別補助の交付要件見直し等を検討の上、年度末に配分予定。</p>
<p><b>7 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</b></p> <p>a. 大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつき、支援対象学生が大学等できりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目指し、高等教育の修学支援新制度を引き続き実施。</p> <p>b. 高等教育の修学支援新制度の成果や実施状況を検証。 《a, b: 文部科学省》</p>	<p>a. 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）において、2020年度は27.2万人に支援。2021年度も引き続き新制度を着実に実施</p> <p>b. 高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のGPA（平均成績）等及び住民税非課税世帯の進学率（推計値）を算出。                      （2020年度）GPA等下位1/4の割合：19%（全学年）23%（1年生）                      住民税非課税世帯の大学等への進学率：48～51%（推計値）</p>

# 政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）に基づき、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する具体的な取組を実施している割合：※2018年度：都道府県：40.4%、指定都市：35.0%、市区町村：12.6%[速報値] →2021年度：50%  
→都道府県：95.7%、指定都市：80.0%、市区町村：54.1%（2020年）

○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果をPDCAサイクルに組み込み、教育内容等の改善に向けた取組に活用している大学の割合  
※来年の改革工程表までに現状値を調査→（目標）2022年度：100%

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公立化された大学の地域貢献の実現 ※卒業生の地域内就職率、地域内入学率等の変化を把握して評価 該当大学のデータ評価率 【毎年度100%】 ⇒100%（100%、100%）（2021年（2020年、2019年））</p>	<p>○今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担が見える化 ※2018年中に策定した「見える化」の方策に基づき、2021年以降も「見える化」を推進 該当大学のデータ公表率 【該当年度100%】 ⇒該当なし（該当なし、100%）（2021年（2020年、2019年））</p>	<p>8. 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の見える化、教育成果に応じたメリハリ付け a. 地方自治体との連携を強化し、「見える化」の方策(2018年)に基づき、①公立化事例の財政上の影響分析や公立化の効果の「見える化」、②公立化に際しての経営の現状・見通し、財政負担の見通しを把握の上の「見える化」を推進。《文部科学省、総務省》</p>	→		
<p>○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 ※2018年度：都道府県：44.7%、指定都市：35.0%、市区町村：17.5%[速報値] →2021年度：100% ⇒都道府県：95.7%、指定都市：80.0%、市区町村：55.0%（2020年）</p> <p>○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合 ※（目標）2022年度：100% ⇒（-）</p>	<p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数） →2021年度：2017年度比3倍増 ⇒7件（11件、7件）（2020年（2019年、2017年度））</p> <p>○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件 ⇒298件（312件、260件）（2020年（2019年、2017年））</p> <p>○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合 ※（目標）2022年度：100% ⇒（-）</p> <p>○中学校卒業段階の英語力CEFR A1相当以上、高校卒業段階の英語力CEFR A2相当以上の割合 ※2018年度：中42.6%、高40.2%→2022年度：50%以上 ⇒中44.0%、高43.6%（中42.6%、高40.2%）（2019年度（2018年度））</p>	<p>9（1）. ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立 （教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速） a. 第3期教育振興基本計画のフォローアップの実施を通じて、教育政策の評価・改善を進めるなど、実効性あるPDCAサイクルを構築。 b. 新型コロナウイルス感染症が教育に与えた影響の調査研究、新学習指導要領におけるアクティブ・ラーニングやGIGAスクール構想等の効果検証・分析を進め、新たな評価手法の確立、対面とオンラインの最適な組み合わせ、個別最適な学びや協働的な学びの実現、成果・課題の見える化等を推進。 c. 第4期教育振興基本計画（2023年度～）への活用等を目指し、文部科学省実施調査、教育関連のデータの標準化や利活用方策の検討・実施、データベースの構築・整備等を推進。</p>	→	→	→

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
8	<p><b>私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の見える化、教育成果に応じたメリハリ付け</b></p> <p>a. 地方自治体との連携を強化し、「見える化」の方策(2018年)に基づき、①公立化事例の財政上の影響分析や公立化の効果の「見える化」、②公立化に際しての経営の現状・見通し、財政負担の見通しを把握の上の「見える化」を推進。《文部科学省、総務省》</p>
9(1)	<p><b>ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立</b></p> <p>(教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速)</p> <p>a. 第3期教育振興基本計画のフォローアップの実施を通じて、教育政策の評価・改善を進めるなど、実効性あるPDCAサイクルを構築。</p> <p>b. 新型コロナウイルス感染症が教育に与えた影響の調査研究、新学習指導要領におけるアクティブ・ラーニングやGiGAスクール構想等の効果検証・分析を進め、新たな評価手法の確立、対面とオンラインの最適な組み合わせ、個別最適な学びや協働的な学びの実現、成果・課題の見える化等を推進。</p> <p>c. 第4期教育振興基本計画(2023年度～)への活用等を目指し、文部科学省実施調査、教育関連のデータの標準化や利活用方策の検討・実施、データベースの構築・整備等を推進。</p> <p style="text-align: right;">《a-c; 文部科学省》</p>

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合                      ※2018年度：都道府県：44.7%、指定都市：35.0%、市区町村：17.5%[速報値]→2021年度：100%                      ⇒都道府県：95.7%、指定都市：80.0%、市区町村：55.0%（2020年）</p> <p>○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合                      ※（目標）2022年度：100%                      ⇒（-）</p>	<p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数                      ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数）                      →2021年度：2017年度比3倍増                      ⇒7件（11件、7件）（2020年（2019年、2017年度））</p> <p>○調査データの二次利用件数                      ※2017年度：260件→2021年度：340件                      ⇒298件（312件、260件）（2020年（2019年、2017年））</p> <p>○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合                      ※（目標）2022年度：100%                      ⇒（-）</p> <p>○中学校卒業段階の英語力CEFR A1相当以上、高校卒業段階の英語力CEFR A2相当以上の割合                      ※2018年度：中42.6%、高40.2%→2022年度：50%以上                      ⇒中44.0%、高43.6%（中42.6%、高40.2%）（2019年度（2018年度））</p>	<p>9（2）．ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立                      （教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速）</p> <p>d. 1人1台環境も踏まえつつ、学力等に関してパネルデータとしての活用のあり方について検討を行う。</p> <p>e. 全国学力・学習状況調査に関して、貸与対象データを拡充し、改善したガイドラインに則りデータ貸与を促進。</p> <p>f. 試行的に第2回、第3回全国学生調査(2021、2022年度)を実施し、2023年度に本格的な調査を実施。</p> <p>g. 地方公共団体の取組状況を把握しつつ、コンソーシアムでの取組をはじめとする国の取組の情報提供等、必要な支援により取組を一層推進。</p> <p>h. 英語力向上に関する調査の分析結果を自治体や教育関係者に共有。</p> <p>i. 自治体の取組状況を把握しつつ有効事例の共有等、自治体の取組を一層推進。</p> <p>j. プログラミング等で育まれる児童生徒の「情報活用能力」を把握するため、2021年度に情報活用能力調査を実施。</p> <p>k 調査結果を取りまとめ、今後の施策に活用。                      《a-k 文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>9(2) <b>ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立</b>                      (教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速)</p> <p>d. 1人1台環境も踏まえつつ、学力等に関してパネルデータとしての活用のあり方について検討を行う。</p> <p>e. 全国学力・学習状況調査に関して、貸与対象データを拡充し、改善したガイドラインに則りデータ貸与を促進。</p> <p>f. 試行的に第2回、第3回全国学生調査(2021、2022年度)を実施し、2023年度に本格的な調査を実施。</p> <p>g. 地方公共団体の取組状況を把握しつつ、コンソーシアムでの取組をはじめとする国の取組の情報提供等、必要な支援により取組を一層推進。</p> <p style="text-align: right;">《d-j 文部科学省》</p>	<p>d. EBPMアドバイザリーボードのもと、GIGAスクール構想の効果検証を行うにあたり、パネルデータ化している地方自治体における学力調査のデータの活用を検討している。また、1人1台端末を活用したデータの利活用について論点整理を実施するとともに、教育データ標準の公表・随時改訂や、文科省CBTシステム(MEXCBT)の全国展開に向けた取組を推進しており、同システム上での全国学力・学習状況調査のCBT化に向けた試行検証も実施。</p> <p>e. 全国学力・学習状況調査のデータ貸与について、現在、令和3年度調査の結果データを含めた貸与申し出を受け付けている。幅広い分野の研究で活用されるよう、貸与対象データの拡充を行い、HPを見やすく改善し、関係機関等への周知を行っている。また、今年度よりデータ貸与の申し出期間を例年より1か月程度延長するなど、データ貸与を促進するよう取り組んでいる。</p> <p>f. 2021年度内に第2回全国学生調査(試行実施)を実施予定。</p> <p>g. 横展開可能な他自治体の取組の共有、個別自治体の実情に応じた直接のやり取り等により、自治体におけるEBPMについての指標が大幅に向上。                      ※地方自治体の教育振興基本計画(教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画)に基づき、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する具体的な取組を実施している割合                      2018年度 都道府県：40.4%、指定都市：35.0%、市区町村：12.6%[速報値]                      ⇒2020年度 都道府県：95.7%、指定都市：80.0%、市区町村：54.1%                      ※地方自治体の教育振興基本計画(教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画)における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合                      2018年度 都道府県：44.7%、指定都市：35.0%、市区町村：17.5%[速報値]                      ⇒2020年度 都道府県：95.7%、指定都市：80.0%、市区町村：55.0%</p> <p>また、全国についての実態調査に加え、国立教育政策研究所とも協力して、市町村の主要施策に絞ってより精緻な調査・分析を行い、各自治体のPDCAサイクルに適切な指標を根付かせる方策を検討中。</p>

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p>9(2) <b>ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立</b>                      (教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速)</p> <p>h. 英語力向上に関する調査の分析結果を自治体や教育関係者に共有。</p> <p>j. プログラミング等で育まれる児童生徒の「情報活用能力」を把握するため、2021年度に情報活用能力調査を実施。                      《d-j 文部科学省》</p>	<p>(教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速)</p> <p>h. 新型コロナウイルス感染症対策による学校の負担軽減の観点から、令和2年度は調査を中止したため、同年の調査の分析結果は自治体や教育関係者に共有されていない。本年度の調査については、現在、実施に向けた準備を進めているところ。</p> <p>j. 調査実施に向けて、有識者と、調査問題の精査や分析方法の整理を行っているところ。本調査については2022年1月～2月に実施予定。</p>

EBPM化を図りながら、官民をあげて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。

○世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位維持・向上（2018年度は第6位）※評価指標の変更により、順位が変動する可能性がありうる ⇒7位（2019年度）

○被引用回数トップ10%論文数の割合の増加（2014-16年:8.5%→2018-20:10%以上） ⇒2017-19年：8.2%

○企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増→「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円（2014年度実績：1,151億円） ⇒1,487億円（1,431億円、1,151億円）（2019年（2018年、2014年））

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出</p> <p>※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件） ⇒ 18,784件（17,002件、9,856件）（2019年（2018年、2013年））</p> <p>※未達成のKPIを引き続きフォローしつつ、次期基本計画を踏まえ、KPIを設定・更新</p>	<p>○EBPM化を実現するツールとしての、エビデンスシステムの構築・活用</p> <p>⇒2020年に関係機関への利用開放を開始、一般向けサイトを公開。機能を順次拡充。</p> <p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額</p> <p>※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍） ⇒ 29,282件（27,389件、20,821件）、797億円（684億円、467億円）（2019年（2018年、2015年））</p> <p>※未達成のKPIを引き続きフォローしつつ、次期基本計画を踏まえ、KPIを設定・更新</p> <p>○SIPにおけるマッチングファンド率</p> <p>※2020年度内に実施する中間評価を踏まえ、下記の条件を同時に満たす研究開発サブテーマについて、2021年度、2022年度のマッチングファンド率50%。ただし、大学、国立研究開発法人等公的研究試験機関及びスタートアップ企業において実施する研究開発を除く。</p> <p>a) 中間評価時点でTRL(Technology Readiness Level)が5以上のもの、又は、SIP終了時で6以上のもの。</p> <p>b) 国が率先して取り組むべき社会課題解決のための研究開発テーマではなく、専ら民間企業の競争力強化に資するもの。</p> <p>○PRISMにおける民間からの資金等（人・物・資金）の受入状況</p> <p>⇒ PRISM事業費に対して4分の1以上の民間資金を受入（2020年度）</p> <p>※民間資金の受入を国費の約4分の1以上。</p>	<p>10. 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る</p> <p>a. エビデンスシステムを活用し、次期基本計画のレビューや基本計画に位置付けられる個別施策の立案や評価、国立大学等のマネジメントを通じた経営改善など、効果的なEBPMを推進。</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>11. 国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げてSDGs等の社会的課題解決に資する研究開発を推進</p> <p>（戦略的イノベーション創造プログラム（SIP））</p> <p>a. 2020年度の中間評価の結果に応じた研究開発体制及び予算配分等の機動的な見直しを行いながら、条件を満たす研究サブテーマについてマッチングファンド率50%を達成しつつ、事業を着実に実施。</p> <p>※SIPにおけるマッチングファンドとは、SIPの研究開発・実証等に参画する民間企業等の人的・物的貢献を金額的に評価するもの。マッチングファンド率＝民間貢献額 / （国からの委託費＋民間貢献額）</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>（官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM））</p> <p>b. 2020年度に実施する中間評価（PRISM制度の目的である民間研究開発投資誘発効果や財政支出の効率化について評価）を踏まえ、事業の改善をはかりながら着実に推進。加えて、公的サービスの産業化が期待される分野に向けた誘導の在り方について検討。</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		



実施年度	
2021年度	
	進捗状況
10	<p><b>科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る</b></p> <p>a. エビデンスシステムを活用し、次期基本計画のレビューや基本計画に位置付けられる個別施策の立案や評価、国立大学等のマネジメントを通じた経営改善など、効果的なEBPMを推進。</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>
11	<p><b>国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げてSDGs等の社会的課題解決に資する研究開発を推進</b></p> <p>(戦略的イノベーション創造プログラム(SIP))</p> <p>a. 2020年度の中間評価の結果に応じた研究開発体制及び予算配分等の機動的な見直しを行いながら、条件を満たす研究サブテーマについてマッチングファンド率50%を達成しつつ、事業を着実に実施。</p> <p>※SIPにおけるマッチングファンドとは、SIPの研究開発・実証等に参画する民間企業等の人的・物的貢献を金額的に評価するもの。マッチングファンド率=民間貢献額/(国からの委託費+民間貢献額)</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>(官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM))</p> <p>b. 2020年度に実施する中間評価(PRISM制度の目的である民間研究開発投資誘発効果や財政支出の効率化について評価)を踏まえ、事業の改善をはかりながら着実に推進。加えて、公的サービスの産業化が期待される分野に向けた誘導の在り方について検討。</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○科学技術政策におけるE B P M化が図られたことによる成果の創出</p> <p>※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）⇒18,784件（17,002件、9,856件）（2019年（2018年、2013年））</p> <p>※未達成のKPIを引き続きフォローしつつ、次期基本計画を踏まえ、KPIを設定・更新</p>	<p>○次世代放射光施設の整備に係るプロジェクトの進捗率</p> <p>⇒【2023年度までに100%】</p> <p>⇒45%（20%、0%）</p> <p>（2020年度(2019年度、2018年度当初)）</p>	<p>1 2. 民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進</p> <p>a. 次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、2023年度中の運用開始を目指し、整備を着実に進める。《文部科学省》</p>			
	<p>○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保</p> <p>※共用システムを構築した研究組織数（2018年度：70 →2020年度：100 →2023年度：130）</p> <p>⇒100件（70件、70件）（2020年度（2019年度、2018年度））</p>	<p>1 3. 大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を図る</p> <p>（大型研究施設の産学官共用の促進）</p> <p>a. 世界最先端の大型研究施設の遠隔化・自動化を含めた整備及び最大限の産学官共用を着実の実施や、スーパーコンピュータ「富岳」の活用を通じ、研究のデジタル化・リモート化・スマート化を推進。《文部科学省》</p> <p>（大学等の研究設備・機器等の共用）</p> <p>b. 大学等・研究機関全体の「統括部局」の機能を強化し、研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組み（コアファシリティ）を構築。《文部科学省》</p>			
	<p>○「次期基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施</p> <p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】</p> <p>○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数2013年度から1割増加</p> <p>⇒41,072人（43,153人、43,763人）（2019年度（2016度、2013年度））※2013年度対比6.2%減</p>	<p>1 4. 政府事業・制度等のイノベーション化の推進</p> <p>a. イノベーション化に関する情報の集約・分析等の調査を実施し、その結果に基づき、事業への科学技術イノベーションの導入について、所管する関係府省庁へ提案。各府省庁は先駆的取組の取り組み等を進めるとともにCSTIと連携し、更なるイノベーション化を推進。</p> <p>b. 次期基本計画を踏まえ、必要に応じて取組内容を見直し。</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>			
	<p>○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2014年度の水準から倍増⇒33件（34件、29件）（2019年（2018年、2014年））</p> <p>○ムーンショットの各研究計画でKPIを設定</p> <p>⇒KPIやマイルストーンを内閣府HPで公表済</p> <p>○「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を踏まえ、次期基本計画の検討において、最新のデータを踏まえて検討</p> <p>○2021年度中に大学・高専における数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度の運用開始 ⇒運用開始済</p> <p>※未達成のKPIを引き続きフォローしつつ、次期基本計画を踏まえ、KPIを設定・更新</p>	<p>1 5. 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、科学技術基本計画の着実な推進を図り、世界最高水準の「イノベーション国家創造」を目指す</p> <p>a. 若手研究者の支援策や官民研究開発投資の拡大方策、STEAM人材育成等も盛り込んだ次期科学技術・イノベーション基本計画に沿って取り組む。《a: 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>b. 10兆円規模の大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、我が国のイノベーションエコシステムを構築。</p> <p>《b: 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)、文部科学省》</p>		(2025年度まで)	

実施年度		
2021年度		
	進捗状況	
12	<p><b>民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進</b></p> <p>a. 次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、2023年度中の運用開始を目指し、整備を着実に進める。《文部科学省》</p>	<p>a.官民地域パートナーシップによる役割分担に従い、2019年度より整備を開始、2021年度より加速器の据付を開始。</p>
13	<p><b>大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を図る</b></p> <p>(大型研究施設の産学官共用の促進)</p> <p>a. 世界最先端の大型研究施設の遠隔化・自動化を含めた整備及び最大限の産学官共用を着実の実施や、スーパーコンピュータ「富岳」の活用を通じ、研究のデジタル化・リモート化・スマート化を推進。《文部科学省》</p> <p>(大学等の研究設備・機器等の共用)</p> <p>b. 大学等・研究機関全体の「統括部局」の機能を強化し、研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組み（コアファシリティ）を構築。《文部科学省》</p>	<p>(大型研究施設の産学官共用の促進)</p> <p>a.Spring-8やSACLA等の我が国が世界に誇る最先端の大型研究施設について、遠隔化・自動化を含めた整備及び最大限の産学官共用を着実に実施しつつ、2021年3月に共用を開始したスーパーコンピュータ「富岳」を着実に運用するとともに、利用者ニーズを考慮した利用環境の改善等を検討するなど、研究施設・設備・機器のデジタル化・リモート化・スマート化の推進に資する取組を実施。</p> <p>(大学等の研究設備・機器等の共用)</p> <p>b.2020年度より先端研究基盤共用促進事業（コアファシリティ構築支援プログラム）を開始し、機関全体の研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組みの構築を引き続き実施。</p>
14	<p><b>政府事業・制度等のイノベーション化の推進</b></p> <p>a. イノベーション化に関する情報の集約・分析等の調査を実施し、その結果に基づき、事業への科学技術イノベーションの導入について、所管する関係府省庁へ提案。各府省庁は先駆的取組の取り込み等を進めるとともにCSTIと連携し、更なるイノベーション化を推進。《内閣府科学技術・イノベーション推進事務局》</p>	<p>a.イノベーション化に関する情報の集約・分析等の調査を実施。その結果に基づき、事業への科学技術イノベーションの導入について、所管する関係府省庁へ提案等を行うなど、イノベーション化の推進に取り組んでいるところ。</p>
15	<p><b>経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、科学技術基本計画の着実な推進を図り、世界最高水準の「イノベーション国家創造」を目指す</b></p> <p>a. 若手研究者の支援策や官民研究開発投資の拡大方策、STEAM人材育成等も盛り込んだ次期科学技術・イノベーション基本計画に沿って取り組む。《a:内閣府科学技術・イノベーション推進事務局》</p> <p>b.10兆円規模の大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、我が国のイノベーションエコシステムを構築。《b:内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、文部科学省》</p>	<p>a.【若手研究者の支援策】 3月に策定した第6期科学技術・イノベーション基本計画の下、10兆円規模の大学ファンドの設置のほか、博士後期課程学生等への経済的支援、若手研究者の自由な発想による挑戦的な研究への支援などを実施しているところ。また、博士後期課程学生等への支援については、大学フェロウシップ創設事業や次世代研究者挑戦的研究プログラム等を実施。引き続き、着実に博士後期課程学生等に対する支援を継続していく。</p> <p>【STEAM人材育成】 3月に策定した第6期科学技術・イノベーション基本計画の下、中教審等委員の参画を得て令和3年9月に「教育・人材育成WG」を設置し、初等中等教育段階からSociety5.0時代の学びを実現し、好奇心に基づいた探究力の強化に向け、STEAM教育など問題発見・課題解決的な学びの充実を図るための具体策について、調査・検討を開始。年度内にとりまとめ予定。</p> <p>b.【大学ファンド等】 「世界と伍する研究大学専門調査会中間とりまとめ」を8月26日のCSTI本会議において報告。本中間とりまとめを受けて、文科省において具体的な制度改正に関する議論（世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議）を行っているところ。本年末までに専門調査会において最終とりまとめを行い、次期通常国会への法案提出を目指す。 また、「大学ファンドの資金運用の基本的な考え方」をCSTI本会議決定（8月26日）。これを踏まえ、文部科学大臣による運用の基本指針を策定予定。本年度中の運用開始に向けてJST内の体制整備等を行っているところ。 博士後期課程学生等への支援については、大学フェロウシップ創設事業や次世代研究者挑戦的研究プログラム等を実施。引き続き、着実に博士後期課程学生等に対する支援を継続していく。（再掲）</p>

スポーツ・文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、スポーツ・文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。

○企業等から・文化機関・スポーツ機関への投資額 ※2025年の文化とスポーツの市場規模：33兆円

2025年までに、文化：18兆円、スポーツ：15兆円(2018年 文化：約10.5兆円、スポーツ：約9.1兆円) ⇒ 感染症拡大の影響を踏まえ、市場規模の拡大に向けた取組について検討中

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程 (取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
<p>○スポーツツーリズム関連消費額 ※2015年度：約2,204億円 →2021年度：3,800億円 【2021年度までに約3,800億円】 ⇒約411億円(約3,584億円、約2,204億円) (2020年度(2019年度、2015年度))</p> <p>○スポーツ市場規模 ※2012年：5.5兆円 →2020年：10兆円、2025年：15兆円 【2025年度までに15兆円】 ※2020年度までに10兆円 ⇒約9.1兆円(約7.6兆円、約5.5兆円) (2018年(2017年、2012年))</p>	<p>○スポーツ参画人口の拡大 ※成人の週1回以上のスポーツ実施率：2017年度51.5%→2021年度65%程度 ⇒59.9%(53.6%、51.7%)(2020年度(2019年度、2017年度))</p> <p>○地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ設置数 ※2017年から2025年までに20拠点 ⇒9拠点(2020年度から選定開始) ※スタジアム・アリーナ改革により、民間活力の導入を促し、収益性の向上を図る。</p> <p>○地域スポーツコミッション設置数 ※2016年度：56→2021年度：170 ⇒159(118、56)(2020年度(2019年度、2016年度))</p> <p>○スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 ※2015年度：約138万人 →2021年度：250万人 ⇒調査中止(229万人、約138万人)(2020年度(2019年度、2015年度))</p> <p>○大学スポーツアドミストレーター配置大学数 ※2017年度：17大学→2021年度：100大学 ⇒40(34、17)(2020年度(2019年度、2017年度))</p> <p>○UNIVAS加盟団体数 ※2019年：220団体→2025年：460団体 ⇒218(220)(2020年度(2019年))</p>	<p>16. 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進 (スポーツによる地域活性化の推進) a. 官民が連携したプロモーション展開、有用情報の集約・拡散、地域連携の促進等の実施するとともに、地域スポーツコミッション※を展開。 ※地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、地域活性化に取り組む組織  (大学横断・競技横断的統括組織の設立等によるスポーツ振興) b. 大学スポーツ協会(UNIVAS)等の活動により大学スポーツの振興を図る。  (スタジアム・アリーナ改革の推進) c. ガイドブック等の普及や先進事例の形成及びKPI対象施設の選定・先進事例の拡大。 d. スタジアム等の効果検証 手法の普及。  (ポストコロナのスポーツ政策) e. 感染症拡大の影響を踏まえ、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点から、参画人口や市場規模の拡大を目指す既存の取組を進化・発展させるとともに、2021年度中にポストコロナ時代にふさわしい新たなKPIの設定や取組を検討・実施。 《a-e:文部科学省》</p>	→	→	→
<p>○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 ※2016年度：9.6%→上昇 ⇒4.9%(5.2%、9.6%)(2020年度(2019年度、2016年度))</p> <p>○国立美術館・博物館の寄付金受入額 ※2016年度：国立美術館 約8.5億円 国立文化財機構 約7.5億円 →増加 ⇒国立美術館 約6.9億円(約7.4億円、約6.8億円) (2020年度(2019年度、2017年度)) 国立文化財機構 約7.3億円(8.8億円、約7.3億円) (2020年度(2019年度、2017年度)) (注) コロナ禍による経済活動の停滞等による影響。</p> <p>○文化の市場規模 ※2016年度：8.9兆円 →(目標) 2025年までに18兆円(GDP比3%程度)に拡大 ⇒10.5兆円(GDP比約1.9%)(10.1兆円(同約1.8%)、10.1兆円(同約1.9%)) (2018年(2017年、2016年)) (注)改革工程表2020記載の2016年度の文化GDP(8.9兆円)は、当時の推計方法により算出した値。</p>	<p>○国立美術館・博物館の自己収入の増加 ※毎年度、前年度実績を上回る ⇒1,642百万円(4,291百万円、4,952百万円) (2020年度(2019年度、2017年度)) (注) コロナ禍での休館や再開後の入場規制等による影響。</p> <p>○文化施設の入場者数・利用者数の増加 ※2017年度：約1.4億人 ⇒約1.4億人(約1.3億人、約1.3億人) (2017年度(2014年度、2014年度))</p> <p>○アート市場規模の拡大 ※2017年：3.6%→2021年：7% ⇒4.3%(3.8%、3.6%)(2020年(2019年、2017年)) ※2021年度に実施する文化芸術振興基本計画の中間評価や感染症拡大の影響を踏まえ、KPIを更新</p>	<p>17. 民間資金を活用した文化施策の推進 (民間資金等による文化財の保存・活用の推進) a. 文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、企業の先端技術を駆使した民間資金による文化財活用方策を検討・実施。 (国立美術館・博物館の自己収入を活用した収蔵品の修理) b. コロナの影響により停滞した国立美術館等の自己収入を前年度よりも回復させ、それらも活用し、収蔵品の修理、多言語化や外国人向けコンテンツの充実等、文化施設の機能強化に努める。 c. 国立博物館等の取組を参考にしつつ、地域の特性を踏まえながら公立博物館等の自立した取組を促進するとともに、好事例を発信。 (アート市場の活性化) d. 企業等が保有する美術品の有効活用を促進する仕組みに向けた検討を踏まえた美術の振興を図る機能の整備。 (ポストコロナの文化政策) e. 感染症拡大の影響を踏まえ、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点から、自己収入や市場規模の拡大を目指す既存の取組を進化・発展させるとともに、2021年度中にポストコロナ時代にふさわしい新たなKPIの設定や取組を検討・実施。 《a-e:文部科学省》</p>	→	→	→

施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>16 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進</b>                      (スポーツによる地域活性化の推進)                      a. 官民が連携したプロモーション展開、有用情報の集約・拡散、地域連携の促進等の実施するとともに、地域スポーツコミッション※を展開。                      ※地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、地域活性化に取り組む組織</p> <p>(大学横断・競技横断的統括組織の設立等によるスポーツ振興)                      b. 大学スポーツ協会(UNIVAS)等の活動により大学スポーツの振興を図る。</p> <p>(スタジアム・アリーナ改革の推進)                      c. ガイドブック等の普及や先進事例の形成及びKPI対象施設の選定・先進事例の拡大</p> <p>d. スタジアム等の効果検証手法の普及</p> <p>(ポストコロナのスポーツ政策)                      e. 感染症拡大の影響を踏まえ、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点から、参画人口や市場規模の拡大を目指す既存の取組を進化・発展させるとともに、2021年度中にポストコロナ時代にふさわしい新たなKPIの設定や取組を検討・実施。                      《a-e:文部科学省》</p>	<p>a. デジタルプロモーション実施、武道施設情報データベース拡充、コンテンツ創出のためのモデル事業、文化庁・観光庁との連携施策実施等による横展開の促進。19自治体の地域スポーツコミッションの設立及び活動を支援。</p> <p>b. 大学スポーツによる地域振興等に取り組む大学をモデル的に支援しているほか、大学スポーツ協会(UNIVAS)の活動とも連携・協力し、大学スポーツの振興に向けて安全・安心なスポーツ環境の整備等の取組を推進。</p> <p>c. 令和二年度に地域のモデルとなる「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」を9拠点選定するとともに、それら拠点の事例集を公表。また、2025年までに20拠点の実現を目指し本年度も公募中。</p> <p>d. スタジアム・アリーナ及びスポーツチームがもたらす社会的価値の可視化・定量化調査レポートを公表。</p> <p>e. 現在、令和2年度第三次補正予算を活用して、デジタル技術を活用したスポーツ観戦者の拡大や、スポーツ産業の付加価値創出に向けた取組の公募をしているところ。また、2021年度中にポストコロナ時代におけるスポーツ参画人口や市場規模の拡大に向けた第3期スポーツ基本計画の策定に向けて検討中</p>

施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>17 民間資金を活用した文化施策の推進</b></p> <p>17. (民間資金等による文化財の保存・活用の推進)</p> <p>a. 文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、企業の先端技術を駆使した民間資金による文化財活用方策を検討・実施。</p> <p>(国立美術館・博物館の自己収入を活用した収蔵品の修理)</p> <p>b. コロナの影響により停滞した国立美術館等の自己収入を前年度よりも回復させ、それらも活用し、収蔵品の修理、多言語化や外国人向けコンテンツの充実等、文化施設の機能強化に努める。</p> <p>(アート市場の活性化)</p> <p>d. 企業等が保有する美術品の有効活用を促進する仕組みに向けた検討を踏まえた美術の振興を図る機能の整備。</p> <p>(ポストコロナの文化政策)</p> <p>e. 感染症拡大の影響を踏まえ、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点から、自己収入や市場規模の拡大を目指す既存の取組を進化・発展させるとともに、2021年度中にポストコロナ時代にふさわしい新たなKPIの設定や取組を検討・実施。</p> <p style="text-align: right;">《a-e:文部科学省》</p>	<p>a. 国立文化財機構文化財活用センターにおいては、先端技術を持つ民間企業と連携した取組により、高精細複製品と映像インスタレーションを組み合わせた新しい展示、VR・ARや8Kモニターなどを活用した文化財の新たな鑑賞体験コンテンツを試行。また、新型コロナウイルス感染症の影響で中止等となったイベントについて、当該イベントのチケットを払い戻さずに寄附した場合に税優遇が得られる制度を創設。</p> <p>b. コロナの影響により依然として自己収入が回復しない中、オンラインコンテンツの充実及び配信やファンディング事業の導入などを図り、文化施設の機能強化を進めていく。</p> <p>d. アート・エコシステムの形成に向けた取組等を通じて、アート市場を含む日本におけるアートの活性化を支えるインフラ整備や国際発信等の取組を推進。また、独立行政法人国立美術館運営費交付金に「アート・コミュニケーションセンター（仮称）」設置に係る経費を計上。</p> <p>e. 文化経済戦略推進事業などを通じて、文化芸術関係者の自己収入の自律的拡大に向けた取組を実施。ポストコロナ時代にふさわしいKPIの設定については、文化における市場規模の適切な計測の在り方についての検討等を進めてきており、引き続き、2022年度中の策定を目指している第2期文化芸術推進基本計画と併せて、KPIの設定に係る検討を進めていく。</p>

## 5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

## 政策目標 歳出改革等 1. 先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）

ボトムアップ改革を進めるため、先進的な分野について各省が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果・経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。地方自治体が実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。また、必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。

### （再掲）

- 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進（社保-2）
- 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供（社保-3）
- 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進（社保-18）
- 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-19）
- 元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開（社保-24）
- 在宅看取りの好事例の横展開（社保-27）
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-33 ii）
- 効率的・効果的な老朽化対策の推進（社資-6）
- 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-9）
- 立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-14）
- 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進（地財-5）
- 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進（地財-6）



国民、企業、地方公共団体等が自ら無駄をなくし、公共サービスの質の向上に取り組むよう働きかけるため、改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に応じた配分を行うインセンティブの仕組みについて思い切った導入・拡大を進めるとともに、さらなる強化を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○重点3分野での成果連動型民間委託契約方式の実施自治体等の数【2022年度末までに100団体以上】 ⇒54（44） （2020年度(2019年度)）</p>	<p>○成果連動型民間委託契約方式の普及に向けたセミナー等に参加した自治体等の数【増加】 ⇒313（107）（2020年度(2019年度)）</p> <p>○プラットフォームへの参加自治体数【2022年度末までに150団体以上】 ⇒177（2021年9月末）</p>	<p>1. 成果連動型民間委託契約方式の普及促進</p> <p>a. 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン（令和2年3月27日付け関係府省庁連絡会議決定）に基づき重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）を中心に成果連動型民間委託契約方式（P F S）の普及を促進する。 《内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省》</p> <p>b. 内閣府は、地方公共団体におけるS I Bを含むP F Sの加速度的な普及促進を実現するため、案件組成段階から事業実施段階までシームレスな支援に取り組む。</p> <p>c. 分野横断的な案件形成支援を拡充する。</p> <p>d. 案件組成に向けて、P F Sに関する官民対話・連携促進のためのプラットフォームの形成を支援する。</p> <p>e. 事業実施段階では、委託費の成果連動部分やS I B実施時のファイナンス部分への支援、成果評価支援を一体的かつ複数年で実施する。</p> <p>f. 施策の進捗状況やアクションプランにおけるK P Iの達成状況を踏まえ、引き続き、P F Sの普及促進に取り組む。 《内閣府》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

- 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備（社保-6）
- インセンティブの活用を含め介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等を市町村が一体的に実施する仕組みの検討（社保-7）
- 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-19）
- 第8期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第9期計画期間に向けた必要な検討（社保-36）
- 国保の普通調整交付金について見直しを検討（社保-45）
- PPP/PFI推進アクションプランの推進（社資-10）
- 優先的検討規程の策定・運用（社資-11）
- PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）
- 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討（地財-15）
- 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）

# 歳出改革等 2. インセンティブ改革（頑張る系等）

実施年度	
2021年度	
具体的取組	進捗状況
<p><b>1 成果連動型民間委託契約方式の普及促進</b></p> <p>a. 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン（令和2年3月27日付け関係府省庁連絡会議決定）に基づき重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）を中心に成果連動型民間委託契約方式（PFS）の普及を促進する。            &lt;&lt;内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省&gt;&gt;</p> <p>b. 内閣府は、地方公共団体におけるSIBを含むPFSの加速度的な普及促進を実現するため、案件組成段階から事業実施段階までシームレスな支援に取り組む。</p> <p>c. 分野横断的な案件形成支援を拡充する。</p> <p>d. 案件組成に向けて、PFSに関する官民対話・連携促進のためのプラットフォームの形成を支援する。</p> <p>e. 事業実施段階では、委託費の成果連動部分やSIB実施時のファイナンス部分への支援、成果評価支援を一体的かつ複数年で実施する。            &lt;&lt;内閣府&gt;&gt;</p>	<p>a. 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン（令和2年3月27日付け関係府省庁連絡会議決定）に基づき重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）を中心に成果連動型民間委託契約方式（PFS）の普及を促進し、令和2年度末時点で、54団体におけるPFSの導入に繋がった。            &lt;&lt;内閣府、厚生労働省、経済産業省、法務省&gt;&gt;</p> <p>（主な取組の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省及び経済産業省において、医療・健康及び介護の両分野における手引きを作成・公表した。&lt;&lt;厚生労働省、経済産業省&gt;&gt;</li> <li>・法務省において、令和3年8月から再犯防止分野で初めてとなるSIBを活用した事業（SIBによる非行少年への学習支援事業）を開始した（事業期間：令和3年度から令和5年度まで）。&lt;&lt;法務省&gt;&gt;</li> </ul> <p>b. 令和3年9月時点において、cからeに示すシームレスな支援を実施した。</p> <p>c. 令和2年度から同3年度において、4件の分野横断的な案件形成支援に取り組んだ。</p> <p>d. 令和3年7月に「PFS官民連携プラットフォーム」創設に係るPFS/SIB推進シンポジウムを実施し、8月からプラットフォームの活動を開始した。令和3年9月末日時点において、登録者総数620件（うち自治体177団体）の参加を得た。</p> <p>e. 令和3年9月時点において、4団体に対し、委託費の成果連動部分やSIB実施時のファイナンス部分への支援、成果評価支援を一体的かつ複数年で実施している。            &lt;&lt;内閣府&gt;&gt;</p>

地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくため、費用対効果や取組状況等について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分解を行うなど見える化し、改革努力の目標としても活用する。

**(再掲)**

- 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討（社保-33 i）
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-33 ii）
- 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進（社保-35）
- インフラデータの有効活用（i-Constructionの推進）（社資-2）
- 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-9）
- 立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-14）
- 既存ストックの有効活用（社資-17）
- 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開（地財-9）
- 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進（地財-10）
- 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース（地財-11）
- 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる（地財-16）
- 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し（文教-5-1(1)）
- 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）
- 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の見える化、教育成果に応じたメリハリ付け（文教-8）
- ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立（文教-9(1)）
- 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る（文教10）

民間の知恵・資金等を有効活用し、公的サービスの効率化、質の向上を実現するため、公的サービスの産業化を促進する。

**(再掲)**

- 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進（社保-17）
- PPP/PFI推進アクションプランの推進（社資-10）
- 優先的検討規程の策定・運用（社資-11）
- PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）
- 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映（地財-1）
- 成果連動型民間委託契約方式の普及促進（歳出-1）

政策目標 歳出改革等 5. 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

財政が厳しい中であっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現するため、既存資源・資本の有効活用等による歳出改革を進める。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○電波利用料対象事業について設定するKPI（道路、自然公園等の非居住エリアにおける携帯電話サービスのエリアカバー率の増加、電波遮へい対策のトンネル等における整備率の増加等） ⇒道路、自然公園等の非居住エリアにおける携帯電話サービスのエリアカバー率：83.1%※（84.1%）（2020年（2019年）） 500m以上の高速道路トンネルにおける電波遮へい対策の整備率：99.9%（99.7%）（2020年（2019年）） ※ 2020年から、エリアカバー率の主な算出対象となる移動通信システムを第3世代から第4世代に変更したため、2019年と比較して減少している。</p>		<p>2. 電波利用料について、その収入を増加させる方策を検討し、将来必要となる投資等に有効活用</p> <p>a.電波利用料制度の一層の改革に向けた検討を進め、見直し方策を取りまとめ。 b.電波利用料制度の見直しを実施。 c. ICTインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備など、見直しを踏まえた取組の推進。 《総務省》</p>	→	→	→
<p>○累積損失解消のファンド数・割合 ⇒0ファンド・0%（0ファンド・0%、0ファンド・—%）（2021年（2020年、2018年））</p>	<p>○数値目標・計画又は改善目標・計画策定のファンド数・割合 ⇒1ファンド・100% ※新たな数値目標・計画策定の該当はなし。既に数値目標・計画を策定済みのファンドのうち、改善目標・計画が必要とされた(株)海外需要開拓支援機構について実施したもの。 （1ファンド・100%、0ファンド・—%）（2021年（2020年、2018年））</p>	<p>3. 官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等</p> <p>a.改正された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、各官民ファンドにおいて設定した新しいKPIに基づく評価やSDGs等への取組の推進等を行う。 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融资分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁は累積損失解消のための数値目標・計画を策定・公表するとともに、前年度までに策定・公表された数値目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には改善目標・計画を策定・公表（5月まで）。また、策定・公表された改善目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には、各官民ファンド及び監督官庁は速やかに組織の在り方を含め抜本的な見直しを行う。 《官民ファンド監督官庁及び財務省》</p>	→		

（再掲）

- PPP／PFI推進アクションプランの推進（社資-10）
- 優先的検討規程の策定・運用（社資-11）
- PPP／PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）
- 既存ストックの有効活用（社資-17）
- 所有者不明土地の有効活用（社資-18）

# 歳出改革等 5. 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>2</b> 電波利用料について、その収入を増加させる方策を検討し、将来必要となる投資等に有効活用</p> <p>a 電波利用料制度の一層の改革に向けた検討を進め、見直し方策を取りまとめ。            &lt;&lt;総務省&gt;&gt;</p>	<p>デジタル変革時代の電波政策懇談会において、電波利用料の用途や料額について検討を行い、報告書を取りまとめた。当該報告書を踏まえ、所用の制度整備を実施していく。</p>
<p><b>3</b> 官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等</p> <p>a 改正された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、各官民ファンドにおいて設定した新しいKPIに基づく評価やSDGs等への取組の推進等を行う。            官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融资分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁は累積損失解消のための数値目標・計画を策定・公表するとともに、前年度までに策定・公表された数値目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には改善目標・計画を策定・公表（5月まで）。また、策定・公表された改善目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には、各官民ファンド及び監督官庁は速やかに組織の在り方を含め抜本的な見直しを行う。</p> <p>&lt;&lt;官民ファンド監督官庁及び財務省&gt;&gt;</p>	<p>各官民ファンド及び監督官庁において、改正された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、新たに設定したKPIに基づく評価やSDGs等への取組の推進等を実施。</p> <p>(株)海外交通・都市開発事業支援機構、(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構については、2019年4月に公表した数値目標・計画と実績との乖離を検証するため、各官民ファンド及び監督官庁において、上記計画の進捗状況を公表(2021年5月・11月)。</p> <p>(株)農林漁業成長産業化支援機構については、2019年4月に公表した数値目標・計画と実績の間に乖離が見られたため、2021年度以降は新たな出資の決定を行わず、可能な限り速やかに解散するとの方針が示され、2020年5月に損失を最小化するための改善計画を策定・公表。さらに、改善計画と実績との乖離を検証するため、当該改善計画の進捗状況を公表(2021年5月・11月)。</p> <p>(株)海外需要開拓支援機構については、2019年4月に公表した数値目標・計画と2021年3月末時点での実績の間に乖離が見られたため、2021年5月に改革工程表2020を踏まえた改善計画を策定・公表。当該改善計画の進捗状況を公表(2021年11月)。</p>

公共調達の改革により、予算の一層の効率化・合理化を徹底するため、防衛調達に関しては、装備品単価の不断かつ徹底した低減、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善等を推進する。また、先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額【増加】 ⇒4,168億円(4,313億円、1,970億円)(2021年度(2020年度、2018年度))</p> <p>○現行基準に対してライフサイクルコストが低減した装備品数【増加】 ⇒プロジェクト管理重点対象装備品等：10品目(9品目、7品目)(2021年度(2020年度、2018年度)) 準重点管理対象装備品等：3品目(1品目、2品目)(2021年度(2020年度、2018年度))</p> <p>○防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数【増加】 ⇒8件(8件、8件)(2020年度、2019年度、2018年度))</p> <p>○インセンティブ契約適用による低減額【増加】 ⇒6.2億円(7.0億円、3.3億円)(2020年度(2019年度、2018年度))</p>	<p>○各種取組による装備品取得経費の縮減額【増加】 ⇒4,168億円(4,313億円、1,970億円)(2021年度(2020年度、2018年度))</p> <p>○プロジェクト管理対象装備品等の品目数【増加】 ⇒プロジェクト管理重点対象装備品等：22品目(21品目、17品目)(2021年度(2020年度、2018年度)) 準重点管理対象装備品等：14品目(12品目、3品目)(2021年度(2020年度、2018年度))</p> <p>○防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取極の件数【増加】 ⇒15件(12件、9件)(2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○インセンティブ契約の適用件数【増加】 ⇒17件(35件、33件)(2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○共同履行管理型インセンティブ契約の適用件数【増加】 ⇒2件(2020年度)</p> <p>○企業努力を正当に評価する仕組みの適用件数【増加】 ⇒13件(2020年度)</p>	<p>4. 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等</p> <p>a. 企業のコストダウン意識の向上に資する契約制度の改善に取り組む。</p> <p>b. プロジェクト管理を強化し、プロジェクト管理対象装備品等のライフサイクルコスト管理を推進する。</p> <p>c. 各国との防衛装備・技術協力を推進する。</p> <p>≪防衛省≫</p>	<p>→</p>		

(再掲)

- ICTの活用 (i-Constructionの推進) (社資-1)
- インフラデータの有効活用 (i-Constructionの推進) (社資-2)
- 効率的・効果的な老朽化対策の推進 (社資-6)

# 歳出改革等 6. 公共調達改革

実施年度	
2021年度	
具体的取組	進捗状況
<p><b>4 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等</b></p> <p>a. 企業のコストダウン意識の向上に資する契約制度の改善に取り組む。</p> <p>b. プロジェクト管理を強化し、プロジェクト管理対象装備品等のライフサイクルコスト管理を推進する。</p> <p>c. 各国との防衛装備・技術協力を推進する。</p> <p>《防衛省》</p>	<p>⇒a. 次期戦闘機事業及びスタンド・オフ電子戦機事業に対して、共同履行管理型インセンティブ契約制度を適用している。引き続き、装備品の調達において、同制度の適用を検討することで、契約上のリスクを極小化し、着実な契約履行及び企業のコストダウン意欲の向上に努める。 ・企業努力を正当に評価する仕組みの対象案件を拡大するため、前年度の運用結果を踏まえ、適用条件を見直し（5月）</p> <p>⇒b. 2021年8月に新たに3品目のプロジェクト管理対象装備品等を選定するとともに、これまでに算定した25品目のライフサイクルコストについて、現行基準に対する分析及び評価を実施した。</p> <p>⇒c. 豪州との間で、2021年5月から新たに2件の共同研究を開始した。また、英国との間でも、2021年7月から新たに1件の共同研究を開始した。さらに、2021年9月にはベトナムとの間で防衛装備品・技術移転協定が発効した。 防衛装備庁、海外との取引経験がある商社、装備品を製造する企業が連携し、相手国の潜在的なニーズを把握して、提案に向けた活動を行う「事業実現可能性調査」を2020年度より開始した。同年度は、商社の持つ海外ネットワークを活用した情報収集網を構築することで、将来の海外移転につながる可能性のあるいくつかの案件を確認した。2021年度も事業を継続している。</p>

# 歳出改革等 7. その他

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○官民における統計に関する作業時間【2020年度末までに、統計に関する官民コストを2割削減】 ⇒23.1%(2020年度)</p>	<p>○オンライン調査を導入した統計調査の数【増加】 ⇒242統計(232統計)(2020年度(2019年度)) ○データベース化を実施した統計の数【増加】 ⇒225統計(202統計)(2020年度(2019年度)) ○利活用状況を踏まえた上での記入項目の削減を実施した統計調査の数【増加】 ⇒46統計(39統計)(2020年度(2019年度))</p>	<p>5. 統計に関する官民コストの削減</p> <p>a. 総務省は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2018～2022年度)に基づき、各府省における統計コスト削減計画に基づいた取組(オンライン調査の推進、業務の電子化・効率化、記入項目の削減等)の最終フォローアップを実施するとともに、各府省の取組状況を統計委員会に報告する</p> <p>≪総務省、各府省庁≫</p>	→		
<p>○点検・評価結果を踏まえ、見直しを実施した統計の数 ⇒15統計(2020年度)</p>	<p>○点検・評価結果の件数 ⇒24統計(2020年度) ○統計業務相談の件数 ⇒43件(13件)(2020年度(2019年度))</p>	<p>6. 政府統計の改善、統計リソースの確保</p> <p>a. 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2018～2022年度)に基づき、統計委員会を中心に定めた重点分野に統計リソースを集中する。</p> <p>≪総務省、各府省庁≫</p>	→		



# 歳出改革等 7. その他

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の修了者数【3,200人(2022年度末)】 ⇒395人(2,513人、2,897人)(2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○統計分析講習会(中央及び地方)の修了者数【18,000人(2022年度末)】 ⇒6,376人(15,914人、11,958人)</p>	<p>○統計研修の年間修了者数【増加】 ⇒8,319人(6,671人、3,609人)(2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○インターネット上のコンテンツへのアクセス数【増加】 ⇒6,743件(6,505万件、6,681万件)(2020年(2019年、2018年))</p> <p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の開催回数【95回(2022年度末)】 ⇒15回(71回、85回)(2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○統計分析講習会(中央及び地方)の開催回数【330回(2022年度末)】 ⇒148回(303回、252回)(2020年度(2019年度、2018年度))</p> <p>○専門職員を配置した都道府県数【増加】 ⇒9団体(0団体、5団体)(2020年度(2019年度、2018年度))</p>	<p>7. 地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上</p> <p>a 実情に応じた効率化を行うため、地方統計機構における統計業務報告等の定型的な業務において、RPA等を活用した業務の省力化に関する調査研究を行う。</p> <p>b 前年度のRPA等を活用した業務の省力化に関する調査研究を基に各都道府県への本格導入を検討する。 ≪総務省、各府省庁≫</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	
<p>○行政記録情報等を活用して効率化できた調査事項数(調査対象数×項目数)【増加】 ⇒1億2,843万件(1億2,508万件)(2020年末(2019年末))</p> <p>○e-Statに掲載している業務統計のアクセス件数【増加】 ⇒454万件(1,180万件、376万件)(2020年度(2019年度、2018年度))</p>	<p>○行政記録情報等を活用又は検討している統計の数【増加】 ⇒503統計(507統計、493統計)(2020年末(2019年末、2018年末))</p> <p>○e-Statに掲載している業務統計の数【増加】 ⇒143統計(111統計、109統計)(2020年度(2019年度、2018年度))</p>	<p>8. 統計への二次的な活用の促進</p> <p>≪総務省、各府省庁≫</p>	<p>→</p>		

# 歳出改革等 7. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	<p>○統計改革推進会議の部会及び部会の下に設置された会議の開催回数（書面開催を除く） ⇒3回（10回）（2020年度（2019年度））</p>	<p>9. 統計改革推進会議における体制の構築            ≪内閣官房行政改革推進本部事務局≫</p>			
<p>○EBPM（ロジックモデル作成）の実例創出の報告数 ⇒292件（127件、31件）（2020年度（2019年度、2018年度））</p> <p>○EBPM（効果検証）の実例創出の報告数 ⇒8件（2020年度）</p>	<p>○行政改革推進本部事務局による各府省のEBPMの推進に対する支援の状況 ⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・助言対応数：3件（22件、22件）(2020年度(2019年度、2018年度))</li> <li>・EBPM推進委員会等関係会議開催数：5回（1回、3回）（2020年度（2019年度、2018年度））</li> <li>・府省横断勉強会等研修開催数：0回（1回、3回）(2020年度（2019年度、2018年度））</li> <li>・EBPMイントラネットホームページアクセス数：4,909回（7,628回、22,100回）（2020年度、2019年度、2018年度）</li> </ul>	<p>10. 客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立</p> <p>a. 各府省の政策立案総括審議官等が各組織におけるEBPM推進の取組を主導するとともに、これらから成るEBPM推進委員会を府省連携の推進の要として、政府全体のEBPMの取組を推進する。EBPMの中長期的な推進方策について検討し、必要な対応を行う。 ≪内閣官房行政改革推進本部事務局≫</p> <p>b. EBPMの質の向上のため、GIGAスクール構想や中小企業生産性革命事業等の重要施策について、経済・財政一体改革推進委員会EBPMアドバイザリーボードでの検討を踏まえ、政策効果を検証する。 ≪内閣府、各省庁≫</p>		→	→
—	—	<p>11. 補助金交付等の手続き見直し</p> <p>a. 補助金交付等を含めた国・地方間、国・関係機関間の手続を抜本的に見直す。行政事業レビューを徹底的に実施し、その結果を令和3年度予算及び今後の政策立案に反映する。 ≪内閣官房、内閣府、各府省庁≫</p>		→	
—	—	<p>12. 公益法人のガバナンスの更なる強化</p> <p>a. 公益法人のガバナンスの更なる強化等（役員や社員・評議員のより一層の機能発揮など）について検討し、必要な対応を行う。 ≪内閣府公益認定等委員会事務局≫</p>		→	

# 歳出改革等 7. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	13. 学校法人制度のガバナンスの更なる強化 a 公益法人のガバナンスの検討、有識者会議のとりまとめ等を踏まえ、学校法人制度改革に向けた必要な対応を行う。 ≪文部科学省≫	→		
—	—	14. 公務員の定年の引上げと能力・実績主義の徹底等 a 2018年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める。 人事評価の運用改善については、有識者検討会において検討された内容を踏まえ、2021年夏までを目途に必要な措置を順次実施する。 局長等の職務内容の明示や幹部職員及び管理職員の公募の目標設定並びに官民公募に重点を置いた公募の推進や十分な応募が得られるための環境整備等に引き続き着実に取り組む。 ≪内閣官房内閣人事局≫	→		
—	—	15. 業務の抜本見直し a 業務の抜本見直し推進チーム（内閣官房）において作成した「業務見直しの進め方」を踏まえ、各府省において、現場業務の実態把握とそれを踏まえた既存業務の抜本見直しを実施。 業務の抜本見直し推進チーム（内閣官房）では、優良事例の分析と展開を行っており、業務を見直すに当たってより良い気付きを得てもらうため、各府省の個別の見直しのテーマに対して助言を実施。 ≪内閣官房内閣人事局≫	→		
○満足度の観点を踏まえて政策運営に取組む地方公共団体数【増加】 ⇒都道府県：25団体（25団体） （2020年度（2019年度）） 市区町村：157団体 （2021年11月時点）	○地方公共団体の指標群掲載ページの月平均アクセス回数【増加】 ⇒2021年度末に計測	16. 満足度・生活の質を示す指標群の構築 a 人々の満足度(well-being)を見える化するため、「満足度・生活の質に関する調査」を実施するとともに、満足度・生活の質を表す指標群(ダッシュボード)の精緻化を検討する。 b 2021年3月を目途に都道府県別の指標群を策定・公表するとともに、2021年度に満足度(Well-being)の地方展開に向けた普及・啓発活動を実施する。 ≪内閣府経済社会システム≫	→	→	

# 歳出改革等 7. その他

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>5 統計に関する官民コストの削減</b></p> <p>a. 総務省は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2018～2022年度）に基づき、各府省における統計コスト削減計画に基づいた取組（オンライン調査の推進、業務の電子化・効率化、記入項目の削減等）の最終フォローアップを実施するとともに、各府省の取組状況を統計委員会に報告する</p> <p>〈総務省、各府省庁〉</p>	<p>2018年度から、各府省は統計コスト削減計画に基づき、オンライン調査の推進、業務の電子化・効率化、記入項目の削減等の取組を実施。総務省において、各府省における取組状況の最終フォローアップを実施し、2割削減の目標達成を統計委員会に報告した。</p>
<p><b>6 政府統計の改善、統計リソースの確保</b></p> <p>a. 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2018～2022年度）に基づき、統計委員会を中心に定めた重点分野に統計リソースを集中する。</p> <p>〈総務省、各府省庁〉</p>	<p>「令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（令和3年6月30日統計委員会）に基づき、各府省において予算及び機構・定員を要求中。</p>
<p><b>7 地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上</b></p> <p>a. 実情に応じた効率化を行うため、地方統計機構における統計業務報告等の定型的な業務において、RPA等を活用した業務の省力化に関する調査研究を行う。</p> <p>〈総務省、各府省庁〉</p>	<p>統計業務報告等の定型的な業務において、VBAを活用した業務の省略化を図り、実情に応じた効率化について検討を重ねた。</p>
<p><b>8 統計への二次的な活用の促進</b></p> <p>a. 各府省は、行政記録情報等の活用を検討するとともに、業務統計のe-Statによる公表を促進する。また、総務省は、行政記録情報等を活用又は検討している統計の実態を把握する。</p> <p>〈総務省、各府省庁〉</p>	<p>総務省は、2021年度に実施した「令和2年度統計法施行状況報告」において、行政記録情報等を活用又は検討している統計の実態を把握し、ホームページ等で公表している。</p>
<p><b>9 統計改革推進会議における体制の構築</b></p> <p>a. 統計改革推進会議統計行政新生部会において検討した総合的な対策を着実に実施するとともに、統計改革調査部会において、政策部門と連携した不断の統計改革実施に向けて議論。</p> <p>〈内閣官房行政改革推進本部事務局〉</p>	<p>総合的な対策を着実に実施するとともに、統計改革調査部会の下に「統計体系の整理等検討会」及び「統計技術・データソースの多様化等検討会」を設置し、統計改革を不断に継続している。</p>

# 歳出改革等 7. その他

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>10 客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立</b></p> <p>a. 各府省の政策立案総括審議官等が各組織におけるEBPM推進の取組を主導するとともに、これらから成るEBPM推進委員会を府省連携の推進の要として、政府全体のEBPMの取組を推進する。EBPMの中長期的な推進方策について検討し、必要な対応を行う。〈内閣官房行政改革推進本部事務局〉</p> <p>b. EBPMの質の向上のため、GIGAスクール構想や中小企業生産性革命事業等の重要施策について、経済・財政一体改革推進委員会EBPMアドバイザーボードでの検討を踏まえ、政策効果を検証する。 〈内閣府、各省庁〉</p>	<p>a EBPMの中長期的な推進方策について検討を行うため、EBPM課題検討ワーキンググループ及びデータ利活用ワーキンググループを令和2年度より開催し、両WGにおける議論の結果を令和3年6月に取りまとめたところ、取りまとめの内容を踏まえてEBPMの推進に取り組んでいる。</p> <p>b GIGAスクール構想のエビデンス整備に向けて、内閣府・文科省・有識者からなる研究会を設置し、一人一台端末の効果検証に取り組んでいる。 また、中小企業生産性革命推進事業においては、2021年中に、ものづくり補助金に加えて新たに持続化補助金でも政策効果の分析・公表を行った。今後、IT導入補助金を含め各補助金ごとに検証に有効なデータ整備方法などについて検討を行うなどEBPMを推進し、今後の施策に反映する。加えて、ものづくり補助金では、外部研究機関とも連携して多面的な分析方法や効果分析の妥当性についても検討することで政策効果の検証取組を進めていく。 2021年8月には、EBPMアドバイザーボードで経済・財政一体改革エビデンス整備プランを策定し、改革工程表のエビデンス構築に取り組んでいる。</p>
<p><b>11 補助金交付等の手続き見直し</b></p> <p>a. 補助金交付等を含めた国・地方間、国・関係機関間の手続きを抜本的に見直す。行政事業レビューを徹底的に実施し、その結果を令和3年度予算及び今後の政策立案に反映する。 〈内閣官房、内閣府、各府省庁〉</p>	<p>地方分権改革有識者会議における議論等を踏まえ、令和3年12月21日に「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した。 各府省庁において、外部有識者及び行政事業レビュー推進チームによる点検を通じ、原則全ての事業について、必要性、効率性及び有効性等の観点から検証を行い、その結果を令和3年度予算の執行及び今後の政策立案に反映している（「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）、「行政事業レビュー実施要領」（令和3年3月26日行政改革推進会議）に基づき実施）。</p>
<p><b>12 公益法人のガバナンスの更なる強化</b></p> <p>a. 公益法人のガバナンスの更なる強化等（役員や社員・評議員のより一層の機能発揮など）について検討し、必要な対応を行う。 〈内閣府公益認定等委員会事務局〉</p>	<p>「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」において、令和2年12月25日の最終とりまとめを行った。これを踏まえ、必要な対応を検討中。</p> <p>（参考）「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」URL <a href="https://www.koeki-info.go.jp/regulation/governance_meeting.html">https://www.koeki-info.go.jp/regulation/governance_meeting.html</a></p>
<p><b>13 学校法人制度のガバナンスの更なる強化</b></p> <p>a. 公益法人のガバナンスの検討、有識者会議のとりまとめ等を踏まえ、学校法人制度改革に向けた必要な対応を行う。 〈文部科学省〉</p>	<p>有識者会議の議論の取りまとめ等を踏まえ、学校法人として適切なガバナンスの在り方について、検討を進めている</p>

# 歳出改革等 7. その他

実施年度	
2021年度	
	進捗状況
<p><b>14 公務員の定年の引上げと能力・実績主義の徹底等</b></p> <p>a 2018年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める。人事評価の運用改善については、有識者検討会において検討された内容を踏まえ、2021年度までを目途に必要な措置を順次実施する。局長等の職務内容の明示や幹部職員及び管理職員の公募の目標設定並びに官民公募に重点を置いた公募の推進や十分な応募が得られるための環境整備等に引き続き着実に取り組む。                      &lt;内閣官房内閣人事局&gt;</p>	<p>国家公務員の定年を2023～31年度にかけて段階的に引き上げる国家公務員法等の改正法案を第204回国会に提出し、2021年6月に成立した。定年引上げに当たり、各年齢層の職員の能力発揮につながる業務分担の在り方等に係る方針の2021年度中の策定に向けて、検討を行っているところ。</p> <p>人事評価の運用改善については、2021年3月に有識者検討会において取りまとめられた報告書を踏まえた検討を行い、同年9月までに、評語区分等の見直しに係る関係法令の改正等の措置を講じた。改正法令等に基づく、2022年10月の新制度の全面施行に向け（2021年10月より一部施行済）、引き続き周知等を実施。</p> <p>幹部職員及び管理職員の公募については、令和3年度までに150ポストの公募を行う目標を達成するとともに、政府全体の公募情報の統一的な提供等のためのホームページの整備等を実施した。これらの成果を検証しつつ、引き続き、公募の推進・環境整備等に取り組む。</p>
<p><b>15 業務の抜本見直し</b></p> <p>a 業務の抜本見直し推進チーム（内閣官房）において作成した「業務見直しの進め方」を踏まえ、各府省において、現場業務の実態把握とそれを踏まえた既存業務の抜本見直しを実施。業務の抜本見直し推進チーム（内閣官房）では、優良事例の分析と展開を行っており、業務を見直すに当たってより良い気付きを得てもらうため、各府省の個別の見直しのテーマに対して助言を実施。                      &lt;内閣官房内閣人事局&gt;</p>	<p>「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正）を踏まえ、各府省等は、全ての課長級が業務見直しを経験し、成功体験を通じ自主的に改善に挑戦し続ける人材を育成することで、自ら業務を見直す組織文化を定着させることを目的として、「本来業務」自体にスポットを当てて、その業務のやり方、業務プロセスについて、政策の大目的に照らしつつ、「業務見直しの進め方」（令和元年12月業務の抜本見直し推進チーム）を踏まえた業務見直しを推進している。</p> <p>業務の抜本見直し推進チーム（内閣官房）では、各府省等の個別の見直しの取組について、実施状況を確認し、それを基にした先行的な取組事例集の作成・配布や研修を行うとともに、各府省等の要望に応じ個別の業務見直しの支援を実施。</p>
<p><b>16 満足度・生活の質を示す指標群の構築</b></p> <p>a 人々の満足度(well-being)を見える化するため、「満足度・生活の質に関する調査」を実施するとともに、満足度・生活の質を表す指標群(ダッシュボード)の精緻化を検討する。</p> <p>b 2021年3月を目途に都道府県別の指標群を策定・公表するとともに、2021年度に満足度(Well-being)の地方展開に向けた普及・啓発活動を実施する。                      &lt;内閣府経済社会システム&gt;</p>	<p>a 2021年3月に実施した第3回満足度・生活の質に関する調査と前回調査（2020年2月実施）との比較により、感染症前後の満足度・生活の質の変化を分析し、2021年9月に「満足度・生活の質に関する調査報告書2021」を公表した。</p> <p>b 都道府県別の指標群を内閣府HPで公表するとともに、満足度（Well-being）の地方展開に向けて、地方自治体へのアンケート調査を2021年11月に実施。</p>